# 資 料 編

### 小山町地域防災計画「資料編」目次

	以防火引鸣「具料補」日次	۸۰ ۵"
番号		ページ
◆1組織		
1-1-1	小山町防災会議条例	1
1-1-2	小山町防災会議運営要綱	2
1-2-1	小山町災害対策本部条例	3
1-2-2	小山町災害対策(水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒)本部 編成表	4
1-2-3	小山町災害対策本部事務分掌	6
1-2-4	小山町災害対策本部員編成表	1 0
1-2-5	小山町災害対策本部 本部標識	1 1
1-2-6	小山町災害対策本部等 設置場所	1 2
1-3	消防力の状況	1 3
◆ 2 災害の		1
2-1	小山町域における主な災害	1 4
2-2	土砂災害・水害関係危険箇所	1 6
2-3-1	第 4 次 地 震 被 害 想 定 推定震度分布図	25
2-3-2	ライフライン時系列シナリオ	27
2-3-3	道路の被害発生と復旧シナリオ	28
2-4	雪害災害対策に関する資料	29
◆ 3 気象情		2.0
3-1	気象等の注意報及び警報の種類と発表基準	3 1
3-2	気象等に関する特別警報の発表基準	32
3-3	気象庁震度階級関連解説表	33
3-4	(気象庁発表資料)	3.3
3-4	(対象が 光衣質科)  「南海トラフ地震に関する情報」の発表について	3 4
3-5	富士山の噴火警戒レベル	37
3-6	避難情報	38
3-7	避難判断基準(風水害)	38
	収集・伝達及び広報活動	
4-1	連絡系統図	3 9
4-2	同報無線屋外子局設置箇所一覧	40
4-3	避難地電話番号一覧表	40
4-4	特設公衆電話設置場所一覧表	4 1
4-5	小山町自主防災会連合会規約	42
4-6	自主防災組織と任務分担	4 4
4-7	自主防災会一覧表と集合場所	4 5
4-8	報道機関名簿	4 6
4-9	小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿	47
	連施設・設備等	
<b>▼ 5 周 天 展</b> 5 - 1	<u> </u>	48
5-2	防災拠点施設	50
	・避難所関係	
6-1	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	50
6-2		50
6-3	福祉避難所	5 1
6-4	ほれば無別	5 1
◆ 7 医療救		<u> </u>
7-1	医療救護本部・救護病院・災害拠点病院	52
7-2	し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設	52
◆8災害救		02
8-1	災害救助法の適用基準	
	(災害救助法施行令第 1 条第 1 号から第 4 号)	5 3
8-2	応急救助事務早見表	5 4

8-3	遺体安置所関連資料	57							
◆ 9 交通・ <b></b>	◆ 9 交通・輸送								
9-1	緊急通行車両の事前届出手続き	59							
9-2	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	60							
9-3	救護病院、受援拠点に至る道路	61							
◆10 災害協	◆10 災害協定等								
10-1	協定締結状況(自治体等)	62							
1 0 - 2	協定締結状況(地方行政機関・警察等)	63							
10-3	協定締結状況(公共機関及び民間等)	64							

### 1 組織

### 1-1-1 小山町防災会議条例

制定 昭和37年10月 1日 条例第17号 改正 昭和38年 6月24日 条例第13号 平成 7年 3月20日 条例第 9号 平成12年 3月23日 条例第 2号 平成13年 9月21日 条例第16号 平成25年 9月26日 条例第26号

### (目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第5項の規定に基づき、小山町防災 会議(以下「防災会議」という。)所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 小山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 静岡県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (9) その他町長が特に必要と認めた者
- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員の定数は、それぞれ若干名とする。
- 7 委員の任期は、当該職務にある期間とする。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公 共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

### (議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会 議にはかって定める。

附 則

- この条例は、昭和37年10月1日から施行する。 附 則(昭和38年6月24日条例第13号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第2号)

- この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
  - 附 則(平成 13年9月21日条例第16号)
- この条例は、平成 13年9月21日から施行する。 附 則(平成 13年9月21日条例第16号)
- この条例は、平成 13年9月21日から施行する。 附 則(平成25年9月26日条例第26号)
- この条例は、平成25年9月26日から施行する。

### 1-1-2 小山町防災会議運営要綱

平成 7年 3月20日 告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小山町防災会議条例(昭和37年条例第17号)第5条の規定基づき、小山町防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(会議の召集)

- 第2条 会議は、必要の都度会長が召集し、会議の議長となる。
- 2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

- 第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。 (会議の議決)
- 第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、不可同数のときは、議長の決するところによる。 (専決処分)
- 第5条 会長は会議を召集する暇がなく、その他、やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する 事項のうち、軽易なものについて、専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し承認をもとめなければならない。 (委員以外の者の出席)
- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある職員を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を調整しなければならない。 (庶 務)

第8条 会議の庶務は、町長の定める課において処理する

附則

この告示は、公示の日から施行する。

### 1-2-1 小山町災害対策本部条例

制定 昭和37年10月 1日 条例第18号 改正 平成25年 9月26日 条例第27号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、小山町 災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者を持って充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

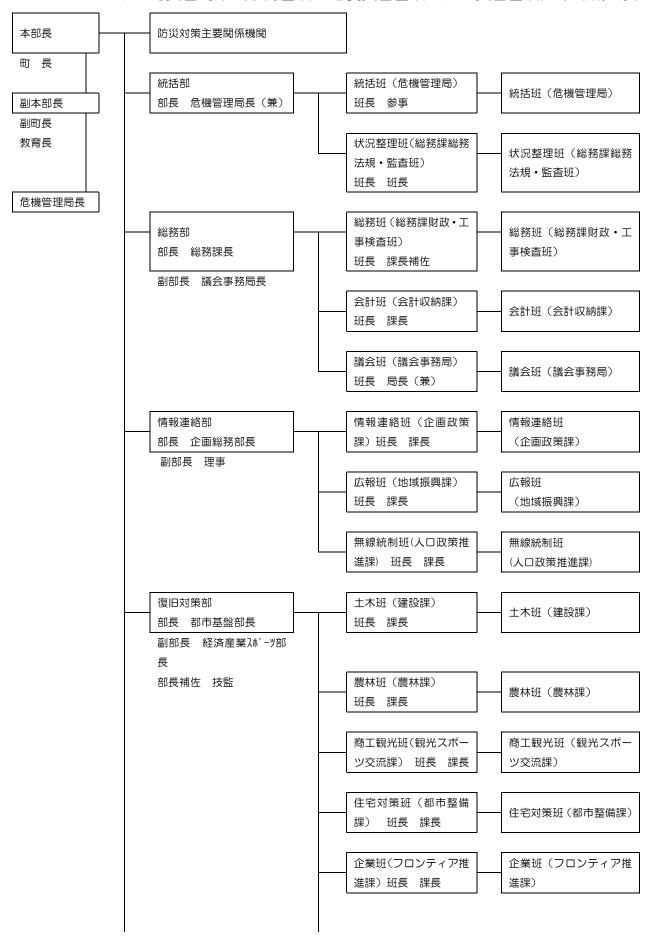
#### (委任)

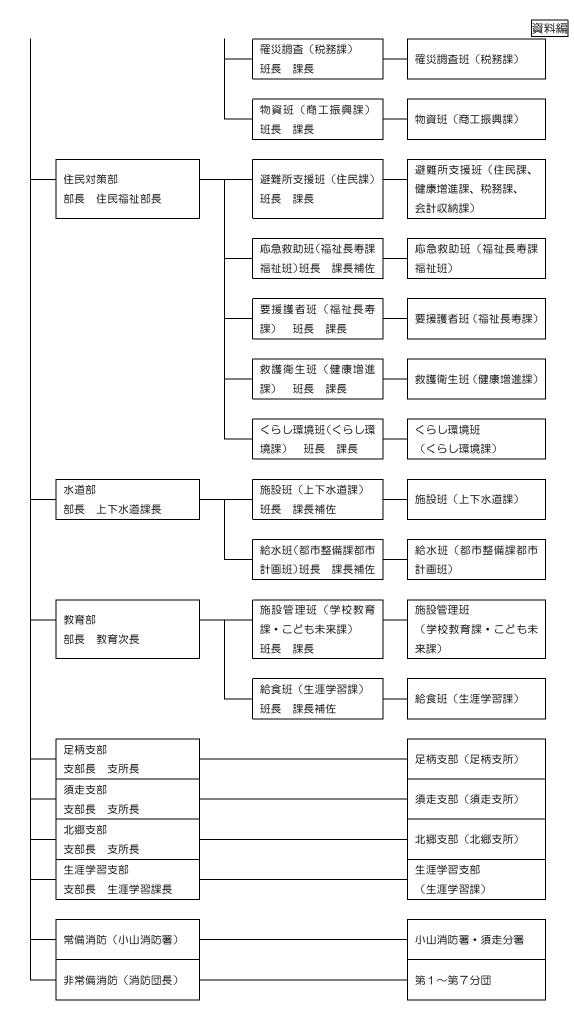
第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。附則(平成8年3月19日条例第12号) この条例は、公布の日から施行する。 附則(平成25年9月26日条例第27号) この条例は、公布の日から施行する。

### 1-2-2 小山町災害対策(水防警戒・地震災害警戒・火山災害警戒)本部編成表





### 1-2-3 小山町災害対策本部事務分掌

### 〇 統括部

- (1) 統括班(危機管理局)
  - ア 災害対策本部の設置及び廃止に関すること
  - イ 避難情報の発令に関すること
  - ウ 本部員会議に関すること
  - エ 各部との連絡調整に関すること
  - オ 災害応急復旧対策実施の総括に関すること
  - カ 他の防災機関との調整に関すること
  - キ 備蓄復旧用資材及び器材の管理に関すること
  - ク 自衛隊、警察、消防の災害派遣要請及び受け入れに関すること
  - ケ 静岡県災害情報共有システムの運用に関すること
  - コ ヘリポートの確保に関すること
  - サ 災害救助法の適用申請に関すること
- (2) 状況整理班(総務課総務法規・監査班)
  - ア 災害情報等の整理・記録に関すること
  - イ 災害対策本部の活動、対策状況の記録に関すること
  - ウ 防災関連システムの入力に関すること

### 〇 総務部

- (1) 総務班(総務課財政管財・工事検査班)
  - ア 職員の動員及び調整に関すること
  - イ 災害応急復旧対策の予算措置に関すること
  - ウ 町有財産、管理施設、公用車の管理に関すること
  - エ 災害対策本部の給食及び健康管理に関すること
  - オ 災害対策本部の事務用品の調達に関すること
  - カ 県、協定自治体への職員派遣要請及び派遣職員に関すること
  - キ 支部との連絡調整に関すること
  - ク 部内の連絡調整に関すること
- (2) 会計班(会計収納課)
  - ア 災害対策本部の会計事務に関すること
  - イ 義援金、復興費などに関すること
  - ウ 発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関すること
- (3) 議会班(議会事務局) 小山町議会に関すること

### 〇 情報連絡部

- (1) 情報連絡班(企画政策課)
  - ア 警報等の収集及び受信記録に関すること
  - イ 災害情報、住民の避難状況、交通情報、道路・河川情報の収集、被害状況の取りまとめ及び記録 に関すること
  - ウ FAX (NTT回線) の受信、記録及び保存に関すること
  - エ 防災行政無線からの情報の保存に関すること
  - オ 本部長及び副本部長の命令伝達及び秘書に関すること
  - カ 情報システム等の復旧に関すること
  - キ 部内の連絡調整に関すること

- (2) 広報班(地域振興課)
  - ア 町民への広報活動に関すること
  - イ 無線放送に関すること
  - ウ 報道機関との連絡調整に関すること
- (3) 無線統制班(人口政策推進課)
  - ア デジタル防災行政無線の運用及び使用統制に関すること
  - イ デジタル防災行政無線による情報収集、記録に関すること
  - ウ 県防災行政無線(FAX・ホットライン)の受伝達に関すること

### 〇 復旧対策部

- (1) 土木班(建設課)
  - ア 町内建設業者との連絡調整に関すること
  - イ 応急復旧用土木資材及び機器の確保対策に関すること
  - ウ 道路、橋梁のパトロール等及び交通規制に関すること
  - エ 工事中の道路等の保安措置に関すること
  - オ 道路河川に係る災害応急復旧対策に関すること
  - カ 災害調査及び災害現状の応急復旧対策の指導、監督に関すること
  - キ 部内の連絡調整に関すること

### (2) 農林班(農林課)

- ア 林道、農道及び農業施設等の被害調査及び災害応急復旧対策に関すること
- イ 農業団体との連絡調整に関すること
- (3) 商工観光班(観光スポーツ交流課)
  - ア 商工会及び観光協会等との連絡調整に関すること
  - イ 観光客等への情報提供及び避難等に関すること
  - ウ 町有観光施設の災害応急対策に関すること
- (4) 住宅対策班(都市整備課)
  - ア 管理施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること
  - イ 屋外広告物の落下防止対策に関すること
  - ウ 公営住宅の被害調査及び災害応急対策に関すること
  - エ 建物等の応急危険度判定に関すること
  - オ 建物等の応急補強等の相談に関すること
  - カ 応急仮設住宅に関すること
  - キ 都市復興計画策定に関すること
- (5) 企業班(フロンティア推進課)
  - ア 工業団地内等のパトロール及び安全確保対策に関すること
  - イ 太陽光発電施設に関すること
  - ウ 町内企業の災害関連情報の収集及び提供に関すること
  - エ 協定締結企業との連絡調整に関すること
- (6) 罹災調査班(税務課)
  - ア 家屋等の災害被害調査に関すること
  - イ 罹災証明書の発行に関すること
  - ウ 発災初期段階における避難所支援班への業務支援に関すること
- (7) 物資班(商工振興課)
  - ア 食料品、衣料品、その他生活必需品の調達及び斡旋に関すること
  - イ 物資等の供給に関し、関係機関への要請及び協定締結企業との連絡調整に関すること
  - ウ 物資集積所の開設及び運営に関すること
  - エ 拠点ヘリポートの開設に関すること

### 〇 住民対策部

- (1) 避難所支援班(住民課、税務課、会計収納課)
  - ア 避難所の開設及び運営の支援に関すること
  - イ 避難地における避難者の把握及び生活対策に関すること
  - ウ 部内の連絡調整に関すること
- (2) 応急救助班(福祉長寿課 福祉班)
  - ア 災害救助法適用後の応急救助に関すること
  - イ ボランティア受け入れ団体である社会福祉協議会との連絡調整に関すること
  - ※ 発災当初は、避難所支援班
- (3) 要援護者班(福祉長寿課)
  - ア 要援護者の把握及び援護に関すること
  - イ 避難所における要配慮者への対策に関すること
  - ウ 協定福祉施設との連絡調整に関すること
  - エ 福祉避難所の開設及び運営に関すること
  - オ 福祉施設の安全対策、災害応急復旧対策に関すること
- (4) 救護衛生班(健康増進課)
  - ア 救急用医薬品、衛生資材の調達及び斡旋に関すること
  - イ 医師会及び保健所等との連絡調整に関すること
  - ウ 救護班の編成、救護所の開設及び運営に関すること
  - オ 公衆衛生施設(感染症対策等)の機能整備に関すること
  - カ 医療救護に関する要請及び応援の受け入れに関すること
  - キ 避難所等の衛生指導に関すること
- (5) くらし環境班(くらし環境課)
  - ア くらし環境班所管の関係機関、協定事業所との連絡調整及び資材等の調達に関すること
  - イ 環境衛生の維持、防疫及び清掃に関すること
  - ウ 災害廃棄物等に関すること

### 〇 水道部

- (1) 施設班(上下水道課)
  - ア 管理施設の被害調査に関すること
  - イ 上下水道施設の災害応急復旧対策に関すること
  - ウ 上下水道業者との連絡調整に関すること
  - エ 給水班の活動統制に関すること
  - オ 部内の連絡調整に関すること
- (2) 給水班(都市整備課 都市計画班)
  - ア 飲料水の確保及び調整に関すること
  - イ 給水資材の確保及び給水活動に関すること

### 〇 教育部

- (1) 施設管理班(学校教育課・こども未来課)
  - ア 教職員の動員に関すること
  - イ こども園、小学校、中学校の児童生徒の安全対策に関すること
  - ウ 教育施設、児童福祉施設の安全対策に関すること
  - エ 学校が行う避難所支援に関すること
  - オ 自衛隊との留守家族支援に関する協定に関すること
  - カ 園職員の業務支援に関すること
  - キ 部内の連絡調整に関すること

- (2) 給食班(生涯学習課)
  - ア 給食施設の確保及び避難所で行う炊き出しの支援に関すること
  - イ 避難所等への配食の統制・調整に関すること

### 〇支部

足柄支所、須走支所、北郷支所、生涯学習課

- ア 災害対策本部との連絡調整に関すること
- イ 支部管内の情報収集に関すること
- ウ 支部管内の各種団体との連絡調整に関すること
- エ 庁舎等の災害応急対策に関すること
- オ 避難所運営の支援に関すること

### 〇 常備消防

- (1) 小山消防署
  - ア 署員の動員に関すること
  - イ 災害対策本部との連絡調整に関すること
  - ウ 消防無線及び行政無線の活用に関すること
  - エ 消火、緊急業務に関すること
  - オ 人命の救出、救護に関すること
  - カ 庁舎等の災害応急対策に関すること
- (2) 須走分署

小山消防署に同じ

### ○ 非常備消防部

- (1) 第1分団から第7分団(消防団)
  - ア 団員の動員に関すること
  - イ 危険地域住民の避難誘導に関すること
  - ウ 河川、その他危険地域の巡視に関すること
  - エ 消火業務に関すること
  - オ 人命の救出、救護に関すること
  - カ 飲料水の給水活動の支援に関すること
  - キ 分団車庫等の災害応急対策に関すること
  - ク その他、災害本部長の指示に基づくこと

#### 〇 その他

遺体安置所を町が設置する場合の事務は、資料8−3遺体安置所関連資料による全庁的な対応とする。

### 1-2-4 小山町災害対策本部員編成表

区分	職	選出方法
副本部長	副 町 長	本部長任命
	教 育 長	11
本 部 員	理事	本部長任命
	企 画 総 務 部 長	11
	住民福祉部長	11
	経済産業スポーツ部長	11
	都市基盤部長	11
	教 育 次 長	11
	会 計 管 理 者	11
	議会事務局長	11
	危機管理局長	11
	人口政策推進課長	11
	フロソティア推 進 課 長	11
	企 画 政 策 課 長	11
	地 域 振 興 課 長	11
	総務課長	11
	税 務 課 長	11
	住民課長	11
	福祉長寿課長	"
	健康增進課長	"
	くらし環境課長	"
	観光スポーツ交流課長	"
	<ul><li>商 工 振 興 課 長</li><li>農 林 課 長</li></ul>	11 11
	都市整備課長	"
	建設課長	"
	上下水道課長	"
	学校教育課長	"
	こども育成課長	"
	生涯学習課長	
	北郷支所長	11
	須 走 支 所 長	11
	足柄支所長	11
	小 山 消 防 署 長	11
	消防団長	11
	専 門 監 、 技 監	11

### 1-2-5 小山町災害対策本部 本部標識

# 本部標識 本部員腕章 白地 文字 黒 布 地 白 文 字 黒 赤 線 — 38cm -10cm 小山町災害対策本部 本 部 長 小山町災害対策本部 副本部長 200cm 小山町災害対策本部 教 育 長 小山町災害対策本部 危機管理局長 小山町災害対策本部 部長 小山町災害対策本部 副部長 小山町災害対策本部 40cm班 長 小山町災害対策本部 部員

### 1-2-6 小山町災害対策本部等 設置場所

### (1)災害対策本部

+t==0. <i>t</i> == Tt=	=c +- ub		災害の	H+ ++		
施設名称	所 在 地	地震	夏 風水害 噴 火 その他 の災害	備 考		
総合文化会館 (2階集会室)	阿多野130	0	0	0	0	噴 火 時 は 火 ロ の 確 認 が 必 要
小山町役場 (2階大会議室)	藤曲57-2	0	0		0	

- ※1 地震、風水害については、総合文化会館(2階集会室)を基本に設置する。
- ※2 その他の災害(大火災・大事故等)については、被害発生場所等との関係や対応の利便性から決定する。

### (2) 現地対策本部

災害の状況により、現地対策本部を設置する。

施設名称	所 在 地	備 考
足柄支所	竹之下228-2	
北郷支所	用沢188-1	
須走支所	須走267-6	予備として、須走東災害対策センター (須走16-12)

### 1-3 消防力の状況

消防職員配置状況

(令和4年4月1日現在)

所 属	別	現在数
消防	長	1人
管 理	課	10人
予 防	課	9人
警 防	課	5人
通信指音	合 課	11人
(小山消)	方署)	27人
(須 走 分	署)	14人
御殿場消	防署	57人
富士岡会	分署	14人
西分	署	14人
合	Ħ	162人

### 消防団配置

(令和4年4月1日現在)

名	称	人員	所在地
小山町消除	方団本部	17人	菅 沼
第 1 分	分団	26人	小 山
第2分	分団	18人	菅 沼
第35	200	16人	藤曲
第45	世	22人	足柄
第 5 分	分団	20人	北郷北
第63	日	19人	北郷南
第7分	世	28人	須 走
合	計	166人	

### 消防本部•消防署配置車両 小山消防署、須走分署分は内( )

(令和4年4月1日現在)

車両種別	台 数
指令車	2(1)
広報車	2
查察車	1
指揮車	1
消防ポンプ自動車	2(1)
水槽付消防ポンプ自動車	5(2)
化学消防ポンプ自動車	1
はしご付消防ポンプ自動車	1
小型動力ポンプ付水槽車	1
救助工作車	2(1)
救急自動車	7 (2)
バイク	0
後方支援車	1
その他の車両	6(2)

### 2 災害の危険度

### 2-1 小山町域における主な災害

災害発生日	種別	概 要
大正12年 9月 1日	地震東大震災	午前11時58分関東南部一帯に最大震度6の大地震、死者149名、行方不明者4名、重軽傷者182名、全壊家屋488戸、半壊家屋2,502戸、役場、学校、隔離病舎など半壊、富士紡績第3・4工場焼失、1・2・5工場倒壊、崩壊埋没、田畑40.79ha、山林1.86ha、原野156ha、町道、橋梁災害24路線延長8,613m、橋梁11ケ所、河川護岸等延長3,153m、用水路災害37線水道災害11線延長20,593m、成美、菅沼、小学校校舎改造6教室、応急修理教室37教室、鉄道、電信、電話、電灯が壊滅
昭和23年 9月16日	台風 アイオン 台風	河川、橋梁に大きな被害
昭和24年 8月31日	台風 キティ 台風	
昭和34年 8月14日	台風 7号	河川、農耕地に被害
昭和41年 9月24日 ~25日	台風 24号 26号	台風24号と26号が日本列島を縦断 家屋の倒壊15戸、床下浸水17戸、田畑の流出33箇所 被害総額3, 062万円
昭和43年 7月 3日	集中豪雨	足柄小学校運動場が崩壊
昭和47年 7月12日	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨、12時間に359ミの雨量を記録 死者2名、災害出動中の消防団員1名行方不明、負傷者8名 住宅全壊29戸、流出4棟、非住家全半壊18戸、、床上浸水210戸、 り災世帯250世帯、り災者数1,713名 被害総額23億306万円
昭和54年10月19日	台風 20号	総雨量237毫 3時間に191毫 死者1名、住宅全壊5戸、半壊2戸、一部損壊3戸、非住家全壊4戸、半壊3戸、流出3戸、一部損壊1戸、床上浸水33戸、床下浸水129戸、被害総額24億円 災害救助法適用
昭和57年 8月 1日	台風 1 O号	住家全壊2戸、半壊3戸、一部損壊35戸、床上浸水7戸、床下浸水84戸、被害総額36億9,850万円 総雨量570 <sup>ミ</sup> 」

昭和58年 8月 8日	地震	静岡県東部を震源とするM6.4、震度6強の地震が発生。小山町でも震度5を記録 御殿場市では軽傷者1名、家屋道路、橋梁、河川、農業施設、農地、文教公共施設、水道、電気通信、企業等157ヶ所の被害被害総額4億5,000万円
平成22年 9月 8日	台 9 9	野沢川の氾濫により、下野沢橋は落橋し、六合橋付近の護岸決壊。また須川の氾濫に養鱒場などが破壊された。また柳島地区の町道足柄三保線が崩落し、孤立集落が発生するなど甚大な被害を受けた。 住宅全壊7戸、大規模半壊7戸、半壊24戸、床上浸水16戸、床下浸水98戸、山崩れ85箇所、河川被害26箇所、水路被害32箇所道路崩壊36箇所、林道崩壊37箇所、農地被害128箇所、農業施設被害25箇所。
平成26年 2月15日	雪雪	低気圧の接近により、町内全域、特に須走地区に大量の降雪があり、2月15日9時、小山消防署須走分署積雪54cm、吹き溜まりにおいて1m超を記録し、道路が途絶し、須走地区が孤立した。 上本町区、下本町区、緑ケ丘区、下原区内で孤立している高齢者70世帯78人が発生し、2月16日8時30分、災害対策本部を設置するとともに同10時静岡県へ災害派遣要請を行い、除雪作業に併行して孤立した住民を逐次救出した。また、高齢者1人(透析患者)を救急搬送した。2月17日午後、須走地区の孤立状態を解消
令和元年10月12日	台風 1 9号	生土地先県営住宅の鮎沢川護岸及び小山3区滝沢川護岸が崩落したほか、須走地区を除き、諸所に土砂崩れなどが発生した。特に、老人福祉施設「平成の杜」では、水路から土砂があふれ施設内1階に流入、大きな被害が発生したが、土砂流入直前に近所の住民から施設職員へ声掛けがあり、1階入所者全員を2階に避難させ、人的被害はなかった。 町全体として、住宅全壊1戸、一部損壊18戸、床上浸水5戸、床下浸水5戸、山崩れ35箇所、道路損壊67箇所、河川被害38箇所、田畑流失・埋没21haの被害が発生。11日夜遅くからの降り始めから総雨量672.5毫、時間雨量最大(69毫)【サイポス】を記録

### 2-2 土砂災害・水害関係危険箇所

### 1 土砂災害

土砂災害警戒区域(土石流)	土砂災害警戒区域(急傾斜地)	計		
47箇所	78箇所	125箇所		

### 土砂災害警戒区域(土石流)

	通		警刑	区域に関する情	韓		土砂災害に関する情	避難施設その他の	ナル巛まに返る時機			スの他の敬献			
	し 来	危険箇所番 号	指定日	区域名 (河川名)	所在地 (自主防)	区分	報の収集及び伝達並	避難場所【ハザー ドマップに記載済 み】	土砂災害に係る避難 訓練の実施(法3 号)	警報の伝達等	救助に関する 事項	その他の警戒 避難体制に関する事項			
		344- I - 001	H21. 7.31	沢田川 (鮎沢川)	桑木 (桑木·新柴)	特別 警戒	1 気象警報等の 把握 ・県、気象台	足柄小又は小山高	1 年1回以上実施 する。 2 土砂災害防止	土砂災害警戒 情報及び避難 勧告等の発表	により救出	判断基準 ①気象情報 ②注意報 •			
		344-I- 002	H21. 7.31	井戸沢川 (鮎沢川)	竹之下 (宿)	警戒	防災行政FAX 、サイポス	足柄小又は小山高	月間に自主防災 会を中心に地域	前に電話・F AX、防災無	は、県に自衛	警報 ③雨量			
	3	344- I - 007	H21. 7.31	入山沢 (鮎沢川)	竹之下 (所領)	特別 警戒	気象台HP 2 土砂災害予測に 資する情報収集	小山高又は明倫小	の実状に応じた 訓練を実施 3 避難行動要	線により伝達 (必要な場合 屋内安全確		④河川水位 ⑤土砂災害判 定メッシュ			
<b>1</b>		344- I - 008	H21. 7.31	犬の平沢A (鮎沢川)	小山 (小山1)	警戒	<ul><li>・町内雨量計</li><li>・サイポス</li><li>・気象台HP</li></ul>		支援者 ・避難行動要支 援者台帳の整	保)		⑤土砂災害警 戒情報 ⑦記録的短時			
		344- I - 009	H21. 7.31	桃山沢 (鮎沢川)	小山 (小山1)	警戒	・防災行政 F A X ・ 土	・防災行政FAX ・土砂災等 ・土砂災等 ・県の以集 ・土の以集 ・油の防が大きのでは ・カップのでは ・1000 1000	小山中	備、更新 (定期・随時)			間大雨情報		
	6	344- I - 010	H21. 7.31	犬の平沢B (鮎沢川)	小山 (小山1)	警戒			<ul><li>・県G I S</li><li>3 土砂災害前兆情報の収集</li><li>・消防署、消防団</li></ul>	7000年	・避難、情報伝 達訓練の実施				
		344- I - 011	H21. 7.31	犬の平沢C (鮎沢川)	小山 (小山1)	警戒				• 消防署、消防団					
	0	344-I- 012	H21. 7.31	行者沢川 (須川)	藤曲 (南藤曲)	警戒			明倫小						
		344- I - 018	H21. 7.31	野沢川右支川 A(野沢川)	柳島 (柳島)	特別 警戒		成美小							
	10	344- I - 019	H21. 7.31	遠茂白川 (鮎沢川)	柳島 (柳島)	特別 警戒	・気象台HP	44大小							
	' '	344- I - 020	H21. 7.31	小山沢A (鮎沢川)	小山 (小山1)	特別 警戒									
	12	344- I - 022	H21. 7.31	小山沢B (鮎沢川)	小山 (小山2)	警戒	J.	小山中					資料巻		
L	13	344- I - 023	H21. 7.31	滝沢川左支川 B(滝沢川)	(小爪3) 小爪	警戒							拳		

◎粒-16

				_						_	٠
14	344- I - 024	H21.	7.31	滝沢川左支川 A(滝沢川)	(小爪3) 小爪	特別 警戒	5 気象警報、土砂 災害警戒情報、避 難準備・高齢者等				
15	344- I - 025	H21.	7.31	滝沢川 (鮎沢川)	(小爪3) 小爪	警戒	避難開始、避難勧 告。避難指示(緊				
	344-I- 030	H21.	7.31	菖蒲沢 (鮎沢川)	小山 (小山4)	警戒	急)及び避難所開 設に関する情報伝 達				
17	, 344- I - 031	H21.	7.31	下谷沢A (大沢川)	小山 (小山4)	警戒	<ul><li>・同報無線</li><li>・緊急速報メール</li><li>・登録制メール</li></ul>	小山中			
	344-I- 032	H21.	7.31	下谷沢B (大沢川)	小山 (小山4)	特別 警戒	<ul><li>広報車</li><li>防災無線</li></ul>				
	344-I- 033	H21.	7.31	大沢川 (大沢川)	小山 (小山4)	警戒	(自主防貸与) ・町HP   ・Lアラート				
	344-I- 034	H21.	7.31	和手川	小山 (小山4)	特別 警戒					
	344-II- 001	H21.	7.31	金時川(鮎沢川)	桑木 (桑木•新柴)	特別 警戒		足柄小又は小山高			
	344-II- 001-2	H21.	7.31	金時川左支川(鮎沢川)	桑木 (桑木·新柴)	特別 警戒		足柄小又は小山高			
i 23	344-II- 002	H21.	7.31	竹之下沢 (鮎沢川)	竹之下 (所領)	警戒		小山高又は明倫小			
24	344-I- 003	H21.	7.31	奥の沢川 (須川)	上野 (上野)	警戒		北郷中			
25	344-II- 004	H21.	7.31	柳島川 (野沢川)	柳島 (柳島)	警戒					
	344-I- 005	H21.	7.31	小野畑沢 (野沢川)	柳島 (柳島)	警戒		成美小			
27	344-I- 006	H21.	7.31	野沢川右支川 B	柳島 (柳島)	警戒					
28	344-Ⅲ- 001	H21.	7.31	上野川 (須川)	上野 (上野•中日向)	警戒		北郷中			
29	344-I- 003	H21.	1.30	地蔵堂川 (鮎沢川)	竹之下 (向方)	特別 警戒					
30	344- I - 004	H21.	1.30	湯沸沢川 (鮎沢川)	竹之下 (向方)	警戒		足柄小又は小山高			
31	344- I - 005	H21.	1.30	神田平沢 (鮎沢川)	竹之下 (向方)	特別 警戒					<b>資料</b>

資料-17

32	344-I- 006	H21. 1.30	地蔵堂川左支 川(鮎沢川)	竹之下 (向方)	警戒	足柄小又は小山高	
33	344- I - 013	H21. 1.30	藤曲沢 (須川)	藤曲 (藤曲•南藤曲)	警戒	藤曲 成美小 南藤曲 明倫小	
34	344- I - 014	H21. 1.30	湯舟沢B (小山湯船川)	湯船 (湯船)	警戒		
	344- I - 015	H21. 1.30	湯舟沢C (小山湯船川)	湯船 (湯船)	警戒		
36	344-I- 016	H21. 1.30	湯舟沢F (小山湯船川)	湯船(湯船)	警戒	成美小	
37	344-I- 017	H21. 1.30	湯舟沢G (小山湯船川)	湯船 (湯船)	警戒		
38	344-I- 021	H21. 1.30	頓沢川 (鮎沢川)	生土 (生土)	警戒		
39	344-I- 026	H21. 1.30	和波倉沢 (鮎沢川)	生土 (生土)	警戒		
40	344-I- 027	H21. 1.30	西沢川 (西沢川)	生土 (生土)	警戒	小山中	
3 4	344-I- 028	H21. 1.30	東沢川 (西沢川)	生土 (生土)	警戒		
42	344-I- 029	H21. 1.30	赤根沢川 (鮎沢川)	生土 (生土)	警戒		
43	344-II- 007	H21. 1.30	、小山湯舟川 (野沢川)	湯船 (湯船)	特別 警戒		
44	344-II- 008	H21. 1.30	湯舟沢A	湯船(湯船)	特別 警戒		
	344-11-	H21. 1.30	湯舟沢D	湯船(湯船)	警戒	成美小	
	344-II- 010	H21. 1.30	湯舟沢E	湯船(湯船)	警戒		رس
47	, 344-Ⅲ- 002	H21. 1.30	中島川 (野沢川)	中島(中島)	警戒		』 芝 謠

資料-18

### 土砂災害警戒区域(急傾斜地)

通し	, [			警戒	区域に関する情	幸民		土砂災害に関する情 報の収集及び伝達並	避難施設その他の 避難場所【ハザー	土砂災害に係る避難	敬却の仁法笠	救助に関する	その他の警戒	
番号	Ž	危険箇所番 号		ÈB	区域名	所在地 (自主防)	区分	びに予報又は警報の 発令及び伝達	ドマップに記載済み】	訓練の実施 (法3号)	警報の伝達等	事項	避難体制に関する事項	
	1	103- I - 3529-2	H22.	2.19	桑木A	桑木 (桑木)	特別 警戒	1 気象警報等の 把握 ・県、気象台	小山高	1 年1回以上実施 する。 2 土砂災害防止	土砂災害警戒 情報及び避難 勧告等の発表		判断基準 ①気象情報 ②注意報・	
		103- I - 0873	H21.	7.31	大沢	小山 (小山4)	特別 警戒	防災行政FAX 、サイポス		月間に自主防災 会を中心に地域	前に電話・F AX、防災無	は、県に自衛	警報 ③雨量	
		103- I - 0876	H21.	7.31	幕下	小山 (小山2)	特別 警戒	気象台HP 2 土砂災害予測に 資する情報収集	小山中	の実状に応じた 訓練を実施 3 避難行動要	線により伝達 (必要な場合 屋内安全確		④河川水位 ⑤土砂災害判 定メッシュ	
	4	103- I - 0877	H21.	7.31	小山 滝沢	(小爪3) 小爪	特別 警戒	<ul><li>・町内雨量計</li><li>・サイポス</li><li>・気象台HP</li></ul>	71004	<ul><li>支援者</li><li>・避難行動要支 援者台帳の整</li></ul>	保)		⑤土砂災害警 戒情報 ⑦記録的短時	
X2 11/2		103- I - 0889	H21.	7.31	犬の平	小山 (小山1)	特別 警戒	• 防災行政FAX • 土砂災害警戒		備、更新 (定期・随時)			間大雨情報	
_		103- I - 0891	H21.	7.31	用沢 墹下	用沢 (用沢)	警戒	判定メッシュ ・県G I S 3 土砂災害前兆情	北郷小	・避難、情報伝 達訓練の実施				
		103- I - 0892	H21.	7.31	向方	竹之下 (向方)	特別 警戒	報の収集 ・消防署、消防団 のパトロール	足柄小又は小山高					
	8	103- I - 2776	H21.	7.31	南藤曲A	藤曲 (南藤曲)	特別 警戒	<ul><li>住民からの情報</li><li>4 気象情報、土砂</li></ul>	明倫小					
		103- I - 2776-2	H21.	7.31	南藤曲B	藤曲 (南藤曲)	特別 警戒	<ul><li>災害警戒情報の収集</li><li>・関係機関</li></ul>	の問題ない					
1		103- I - 2781	H21.	7.31	小山大向	(小川3) 小川	特別 警戒	• 気象台HP	小山中					
1	1	103- I - 2783	H21.	7.31	竹之下A	竹之下 (宿)	特別 警戒		足柄小又は小山高					
1		103- I - 2784	H21.	7.31	竹之下B	竹之下 (宿)	特別 警戒		足例が又は小山向					
1		103- I - 3530	H21.	7.31	奈良橋A	藤曲 (南藤曲)	特別 警戒		明倫小					
1		103- I - 3531	H21.	7.31	日影A	柳島 (柳島)	特別 警戒		成美小					資 料 編
1		103- I - 3532	H21.	7.31	日影B	柳島 (柳島)	特別 警戒		水大小					響

画本十一と

	16	103- I - 3534	H21. 7	7.31	小巾又	小山 (小山4)	特別 警戒	5 気象警報、土砂 災害警戒情報、避 難準備・高齢者等			
	17	103- I - 3535	H21. 7	7.31	小山B	小山 (小山1)	特別 警戒	避難開始、避難勧 告。避難指示(緊	小山高		
	18	103-Ⅱ- 0781	H21. 7	7.31	下合A	桑木 (桑木)	特別 警戒	急)及び避難所開 設に関する情報伝 達			
	19	103-II- 0782	H21. 7	7.31	下合B	新柴 (桑木•新柴)	特別 警戒	• 同報無線 • 緊急速報メール • 登録制メール	足柄小又は小山高		
	20	103-II- 0783	H21. 7	7.31	奈良橋B	藤曲 (南藤曲)	特別 警戒	<ul><li>広報車</li><li>防災無線</li></ul>	明倫小		
	21	103-Ⅱ- 0784	H21. 7	7.31	日影C	柳島 (柳島)	特別 警戒	(自主防貸与) ・町HP ・Lアラート			
	22	103-II- 0785	H21. 7	7.31	日影口	柳島 (柳島)	特別 警戒		成美小		
	23	103-II- 0786	H21. 7	7.31	柳島	柳島 (柳島)	特別 警戒				
資料-20	24	103-II- 0787	H21. 7	7.31	所領	竹之下 (所領•小山1)	特別 警戒		小山1 小山中 所領 小山高(明 倫小)		
	25	103-II- 0788	H21. 7	7.31	宿	竹之下 (宿)	特別 警戒		足柄小又は小山高		
	26	103-II- 5882	H21. 7	7.31	ЛШC	小山 (小山4)	特別 警戒		小山中		
	27	103-II- 5883	H21. 7	7.31	小巾口	(小川3) 小川	特別 警戒		小四十		
	28	103-Ⅲ- 0227	H21. 7	7.31	竹之下C	竹之下 (向方)	特別 警戒		小山高又は足柄小		
	29	103-Ⅲ- 0228	H21. 7	7.31	新柴	桑木 (桑木)	特別 警戒		小山高		
	30	103- I - 0874	H21. 1	1.30	生土 西沢B	生土 (生土)	特別 警戒				
	31	103- I - 0875	H21. 1	1.30	生土 西沢	生土 (生土)	特別 警戒		小山中		
	32	103- I - 0878	H21	1.30	生土 松葉	生土 (生土)	特別 警戒		, in H		
	33	103- I - 0878-2	H21.	1.30	生土 松葉B	生土 (生土)	特別 警戒				

資料編

	36
	37
	38
	39
	4C
資料-2	41
1-21	42
	43
	44
	45
	46

										_
34	103- I - 0879	H21. 1	1 .30	生土 中島	生土 (生土・小山 1)	警戒	小山中			
35	103- I - 0880	H21. 1	1 .30	生土 中島B	中島 (中島)	警戒				
36	103- I - 0881	H21. 1	1 .30	藤曲 坂下	藤曲(藤曲)	特別 警戒				
37	103- I - 0882	H21. 1	1 .30	湯船 谷津	湯船 (湯船)	特別 警戒				
38	103- I - 0883	H21. 1	1 .30	藤曲坂 下丁A	藤曲(藤曲)	警戒	<b>企</b> 关小			
39	103- I - 0884	H21. 1	1 .3C	藤曲 落合A	藤曲(落合)	特別 警戒	成美小			
40	103- I - 0885	H21. 1	1 .30	藤曲 落合B	藤曲(落合)	特別 警戒				
41	103- I - 0886	H21. 1	1 .30	藤曲 ハニ塚A	藤曲 (落合)	警戒				
42	103- I - 0887	H21. 1	1 .3C	藤曲 ハ二塚B	藤曲(落合)	特別 警戒				
43	103- I - 0888	H21. 1	1 .3C	菅沼 小茅沼	管沼 (管沼)	警戒	nn/A II.			
44	103- I - 0890	H21. 1	1 .30	菅沼 馬場	管沼 (菅沼)	特別 警戒	明倫小			
45	103- I - 2773	H21. 1	1 .30	湯船 上耕地	湯船 (湯船)	特別 警戒				
46	103- I - 2778	H21. 1	1 .30	菅沼 天神下	菅沼 (菅沼・藤曲)	特別 警戒	<b>武</b> 关小			
47	103- I - 2779	H21. 1	1 .30	中島	中島(中島)	特別 警戒	成美小			
48	103- I - 2780	H21. 1	1 .30	藤曲 本通	藤曲(藤曲)	特別 警戒				
49	103- I - 2787	H21. 1	1.30	生土 赤根沢	生土 (生土)	特別 警戒	小山中			
50	103- I - 3533	H21. 1	1 .30	滝の前A	中島(中島)	特別 警戒	成美小			
51	103-I <i>-</i> 0789	H21. 1	1 .30	菅沼 アラヤ	菅沼 (菅沼)	特別 警戒	 明倫小			

		-					
	52	103-II- 0790	H21.	1.30	生土 西沢C	生土 (生土)	特別 警戒
	53	103-Ⅱ- 0791	H21.	1.30	滝の前B	中島 (中島)	特別 警戒
	54	103-Ⅱ- 0792	H21.	1.30	湯船 谷戸A	湯船 (湯船)	特別 警戒
	55	103-II- 0793	H21.	1.30	湯船 谷戸B	湯船 (湯船)	特別 警戒
	56	103-II- 0794	H21.	1.30	湯船子り坂A	湯船 (湯船)	特別 警戒
	57	103-I- 0795	H21.	1.30	湯船子り坂B	湯船 (湯船)	特別 警戒
資料-22	58	103- I - 3529	R1.1	0.23	桑木	桑木 (桑木)	特別 警戒
-22	59	103-I- 0796	R1.1	0.23	湯船A	湯船 (湯船)	特別 警戒
	60	103-II- 0798	R1.1	0.23	湯船B	湯船 (湯船)	特別 警戒
	61	103-S- 9001	R1.1	0.23	中島A	中島(中島)	特別 警戒
	62	103-S- 9002	R1.1	0.23	菅沼D	菅沼 (菅沼)	特別 警戒
	63	103-S- 9003	R1.1	0.23	吉久保B	吉久保 (吉久保)	特別 警戒
	64	103-S- 9004	R1.1	0.23	吉久保A	吉久保 (吉久保)	特別 警戒
	65	103-S- 9005	R1.1	0.23	竹之下E	竹之下 (向方)	特別 警戒
	66	103-S- 9006	R1.1	0.23	竹之下H	竹之下 (向方・新柴)	特別 警戒
	67	103-S- 9007	R1.1	0.23	新柴C	新柴 (新柴)	特別 警戒

小山中	
成美小	
小山高	
成美小	
総合体育館	
足柄小又は小山高	

資料編

68	103-S- 9008	R1.10.23	大御神A	大御神 (大御神)	特別 警戒
69	103-S- 9009	R1.10.23	須走A	須走 (下原)	特別 警戒
70	103-S- 9010	R1.10.23	菅沼A	菅沼 (坂下)	特別 警戒
71	103-S- 9011	R1.10.23	菅沼F	菅沼 (谷戸)	特別 警戒
72	103-S- 9012	R1.10.23	竹之下D	竹之下 (宿)	特別 警戒
73	103-S- 9013	R1.10.23	竹之下F	竹之下 (向方)	特別 警戒
74	103-S- 9014	R1.10.23	竹之下G	竹之下 (向方)	特別 警戒
75	103-S- 9015	R1.10.23	新柴B	新柴 (新柴)	特別 警戒
76	103-S- 9016	R1.10.23	桑木C	桑木 (桑木)	特別 警戒
77	103-S- 9017	R1.10.23	新柴E	新柴 (新柴)	特別 警戒
78	103-S- 9018	R1.10.23	桑木B	桑木 (桑木)	特別 警戒

北郷中			
須走小			
明倫小			
明倫小			
小山高			
足柄小又は小山高	高		
小山高			

### 2 土砂災害警戒区域内に所在する要援護者施設

指定日	区域名	区分	施設の名称	所在地	警報等の伝達手段	避難訓練の実施	救助	
H27. 7.31	犬の平沢A 桃山沢 犬の平沢B 犬の平沢C	警戒	養護老人ホーム 「平成の杜」	小山255-2	<ul><li>・電話、FAX</li><li>・防災無線</li><li>【半固定307】</li><li>・同報無線</li><li>・登録制メール</li><li>・緊急速報メール</li><li>・広報車</li></ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・必要により、町、消防署、消防団等によ り避難を支援 ・夜間や危険な場合は、施設内のより安全 な場所に避難	
R1.10.23	菅沼D	警戒	体育館、プール	菅沼627		年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・体育館・プールの使用を停止し、校舎内 の授業に切り替え、必要により、下校・休 校とする。	
,18,28			町立明倫小学校 放課後児童クラブ				・町により早期から気象情報を提供 ・必要により、児童の受入を中止する。	資料編

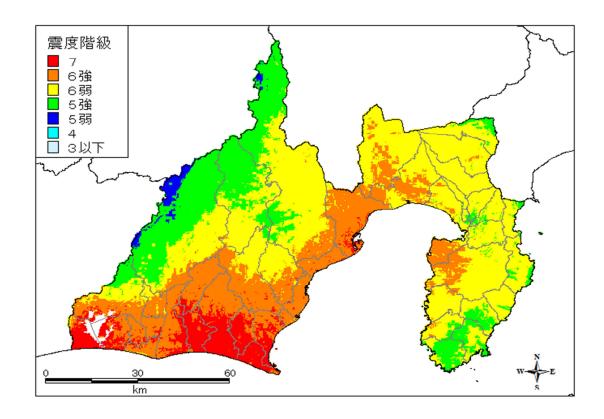
R1.10.23	藤曲ハ二塚 A 藤曲落合B	警戒	町立小山中学校 ランチルーム	藤曲142	<ul><li>・電話、FAX</li><li>・同報無線</li><li>・登録制メール</li><li>・緊急速報メール</li><li>・広報車</li></ul>	年1回以上訓練を実 施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・土砂災害警戒区域に隣接するランチルームの使用を中止し校舎内へ移動するか、必要により、下校・休校とする。
R1.10.23	竹之下D	警戒	町立足柄小学校 体育館	竹之下2411-1	<ul><li>・電話、FAX</li><li>・同報無線</li><li>・登録制メール</li><li>・緊急速報メール</li><li>・広報車</li></ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・土砂災害警戒区域に隣接する体育館の使用を中止し校舎内へ移動するか、必要により、下校・休校とする。

### 3 洪水浸水想定区域(河岸崩壊)内に所在する要援護者施設

指定日	河川名	施設の名称	所在地	警報等の伝達手段	避難訓練の実施	救助
R3,3,15	魚は沢川	健康福祉会館	小山75-7	・電話、FAX ・防災無線 【半固定307】 ・同報無線 ・登録制メール ・緊急速報メール ・広報車	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援 ・夜間や危険な場合は、施設内のより安全 な場所又は近傍の協定企業に避難
R5,3.14	魚は沢川	するがおやまこども園	第1園舎 生土132-1 第2園舎 小山289-1	<ul><li>・電話、FAX</li><li>・防災無線</li><li>【半固定307】</li><li>・同報無線</li><li>・登録制メール</li><li>・緊急速報メール</li><li>・広報車</li></ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援 ・河川水位、雨量により指定避難所への避 難を検討
R5,3,14	鮎沢川	友成医院	小山287-7	<ul><li>・電話、FAX</li><li>・防災無線</li><li>【半固定307】</li><li>・同報無線</li><li>・登録制メール</li><li>・緊急速報メール</li><li>・広報車</li></ul>	年1回以上訓練を実施するものとする。	・町により早期から気象情報を提供 ・気象情報に基づき早期の避難を呼びかけ ・必要により、町、消防署、消防団等により避難を支援 ・河川水位、雨量により指定避難所への避 難を検討



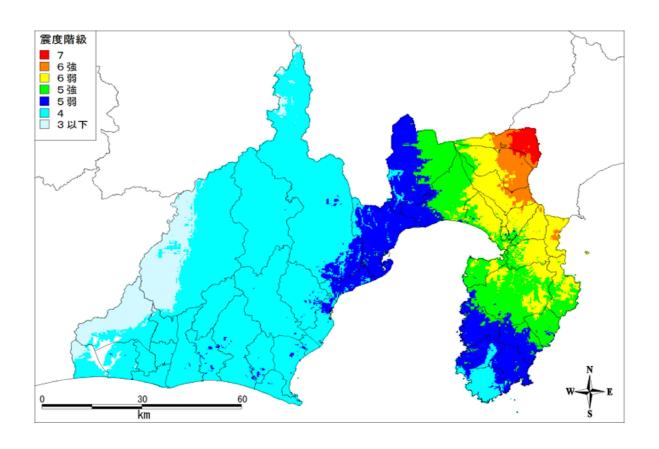
2-3-1 第4次地震被害想定 推定震度分布図(南海トラフ沿い) 【陸側ケース】



震度区分	5強	6 🗟	合計
面積	29.3 km²	102.2 km²	131.5 km²



## 第4次地震被害想定 推定震度分布図(相模トラフ沿い) 【相模トラフ沿いの最大クラス】



震度区分	5強	6弱	6強	7	合計
面積	4.1 km²	26.1 km²	37.4 km²	63.9 km²	131.5 եմ

### 2-3-2 ライフライン時系列シナリオ

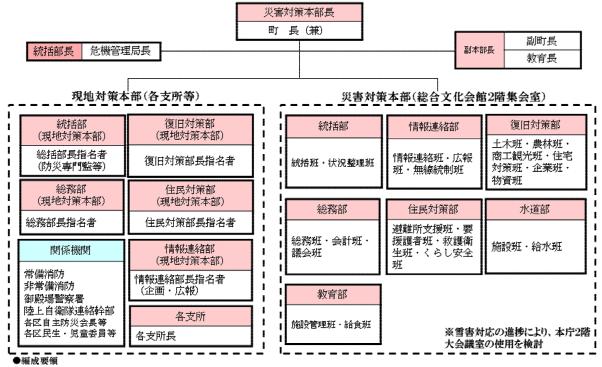
			地震発生~	数分後~	2,3 日後~	1週間後~
		警戒宣言発令時	災害発生期	災害拡大期	応急復旧期	本格復旧期
上水	被害	・緊急貯水により需要拡大	・水源、配水池等 の構造物に被 害 ・管路に折損、破 裂等が生じ 部給水不能	・町内各所で断水 が発生 ・応急給水により 水を確保	・応急復旧により断水箇所減少	・仮設配管等による復旧は数週間を要す
道	対応	・緊急貯水の呼び 掛け ・配水池の点検 ・応急復旧用資機 材確保		・急復旧作業開始 ・飲料水兼用貯水 槽の利用	・応急復旧作業継 続	• 応急復旧作業継続
下水道	被害		<ul><li>管きょが破損し、土砂・地下水等が流入</li><li>液状化によるマンホールの浮上等</li></ul>	・排水困難地域の 発生	・応急復旧により 排水困難箇所 減少	・応急復旧は約 1 ヶ月
	対応	・施設の緊急点検 ・応急復旧用資機 材確保		・応急復旧作業開 始	・応急復旧作業継 続	• 応急復旧作業継続
電気	被害	<ul><li>・地震災害警戒本 部設置</li><li>・要員及び資機材 確保</li></ul>	・配電線、配電柱 に被害	・停電が発生	・通電範囲の拡大	・応急復旧に約2 週間
気	対応			・被害箇所の調査 ・重要箇所を中心 とした 応 急 復 旧	・応急復旧工事継 続	• 応急復旧工事継続
LPガス	被害		<ul><li>・ボンベの転倒等 によるガス漏れ</li><li>・マイコンメータ ーによる供給 遮断</li></ul>	・ガス漏れ通報	・ガス使用可能範 囲拡大	
	対応	•安全広報		・被害調査・点検 開始	・被害調査・点検 完了	
電話	被害	・輻輳状態発生	<ul><li>・電柱、ケーブルへの被害</li><li>・受話器はずれ等による輻輳</li></ul>	・一般通話規制 ・災害時優先電話 による通話可 能	<ul><li>・1週間程度は電話がかかりにくい状態</li><li>・通話規制の継続</li></ul>	・2週間程度で全 域で通話可能
00	対応	・通信規制 ・復旧資機材確保 ・広報		• 応急復旧作業開 始	・応急復旧作業継 続	

### 2-3-3 道路の被害発生と復旧シナリオ

		東名高速道路	東西幹線	その他道路
	被害状況	御殿場IC〜都夫良野トンネル間で山・崖崩れにより一部不通箇所が発生	国道 246 号神奈川県境 で山・崖崩れによる影響で 一部区間通行不能	地盤の液状化、山・崖崩れ、沿道建築物被害等により一部区間で通行止めと交通規制
	1~3⊟	瓦礫、障害物撤去に3日   程度を要する	一部区間通行不能	一部区間で通行止めと交通 規制
復旧	3~7⊟	交通規制により緊急自動 車、緊急通行車両のみ通行 可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
状 況	1 週間~ 1 ヶ月	交通規制により緊急自動 車、緊急通行車両のみ通行 可能	一部区間で交通規制	一部区間で交通規制
	1ヶ月以上	通行可能	通行可能	一部区間で交通規制

### 2-4 雪害災害対応に関する資料

### 2-4-1 小山町雪害対策本部編成表



- ①小山町災害対策本部編成表1次参集要員を基準とし、雪害に関連する業務により各部編成を適時修正
- ②現地対策本部及び災害対策本部勤務の2区分を当初から編成

③付紙 「各部署の任務等」

付紙

### 各部署の任務等

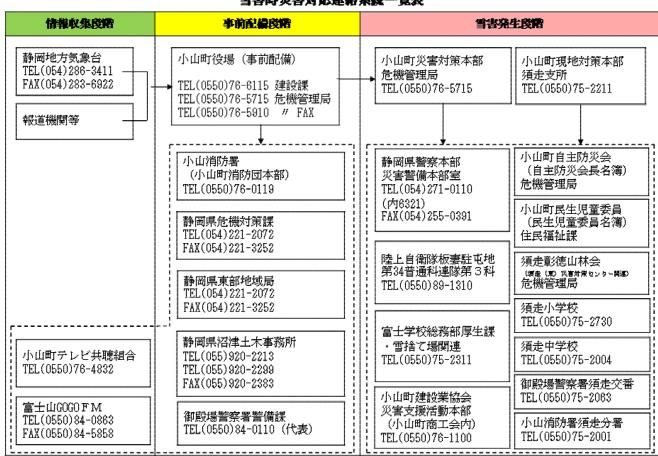
	各部者の任務寺					
		各部署	任務等(依頼事項)	備考		
現地	地		<ul><li>・現地対策本部会議の開催等</li><li>・人命救助等に関する調整</li></ul>	①現地対策本部を 須走地区コミュニ		
対策本	総務	S部(総務課)	<ul><li>・現地対策本部運営に関する事項等</li><li>・災害対策本部との連絡の確保</li></ul>	ティーセンター内 に開設する。		
部	復IE	]対策部(建設課)	町内委託業者との現地調整	②積雪の状態によ		
	住民対策部(住民福祉課)		・須走地区の避難所開設/運営等 ・民生児童委員等からの情報収集等 ・社会福祉協議会との調整 (ボランティアの派遣に関する事項)	り須走地区コミュニティーセンターに現地対策本部の開設が厳しい場合は、須走東災害対策センターの使用を申請する。		
	情報連絡部(企画政策課) (地域振興課)		・雪害対応に関する記録 ・マスコミ対応			
	須走	支所	須走地区関連団体との連絡調整			
	関係機	• 常備消防 • 非常備消防	<ul><li>・人命救助等に関する調整</li><li>・消防水利の確保</li><li>・災害情報の共有/災害対応</li></ul>			
	関	• 御殿場警察署	災害時の防犯/治安維持に関する調整	(須走交番)		
		• 陸上自衛隊連絡幹部	人命救助に関する調整			
		• 各区自主防災会長等	• 避難行動要支援者等情報提供			
		• 各区民生児童委員等	•避難所運営/支援			
		• 建設業者	人命救助に資する除雪作業	(小山町委託業者)		
災害	『対策	本部	小山町災害対策本部事務分掌による。			

### 2-4-2 積雪量等と人命救助に関する業務一覧表

			部署等					
1	横雪量等	桑務内容等	阳工	町委託 業者	自衛隊 消防等	自主防 民児委員	地域 住民	社会福祉 協議会
	結等の 生	①凍結による注意の呼びかけ ②凍結防止剤の散布	0	2		2		
大発	雪注意報 令	③大雪に対する注意の呼びかけ ④除雪資器材の準備・確認等	3	4		40	4	
大雪警報 発令		⑤事前配備体制(県へ報告) ⑥大雪警報発令の連絡等 ⑦連絡体制確認	5 6 7		T			
	積雪 概ね5cm 以上	<ul><li>⑧委託業者による経路の除雪</li><li>⑨現地対策本部の設置検討</li><li>⑩自宅周辺等の除雪</li></ul>	⑧除雪依頼 ⑨	(8)		⑩各区	⑩自宅	
	積雪 概ね 20cm超	①現地対策本部の設置(検討) ② " 本部会議実施(検討) ③避難所開設(検討) ①道路啓開経路(検討)	①検討 ② " ③ "	(S) (12)	12	12	(1) (1)	12
発・ラ	瓜立家屋等 生 ライフライン 絶	③自衛隊災害派遣要請 ⑥孤立家屋経路啓開 ⑰孤立家屋住民等確認/搬送 ⑱避難所開設等	13要請 16 17 18	8	事調整 ⑥ ⑦	(6) (7) (9)	① ② ③ ③避難 声掛け	
	助終了後除雪等	⑨ボランティアによる除雪(検討) ⑩雪捨て場等の整備/撤収	⑨センター設 置要請	20				⑨募集等

### 2-4-3 雪害時災害対応連絡系統一覧表

#### 雪害時災害对応連絡系統一覧表



### 3 気象情報等

### 3-1 気象等の注意報及び警報の種類と発表基準

### 発表官署 静岡地方気象台

	府県予報区		静岡県		
小山町	一次細分	3区域	東部		
	市町村等をまとめた地域		富士山南東		
	+ #	(浸水害)	表面雨量指数	19	
	大雨	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	198	
警報	洪水		流域雨量指数基準	鮎沢川流域=41.0 須川流域=1 9.7 小山佐野川流域=21.5	
警報	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	大雨		表面雨量指数基準	1 1	
			土壌雨量指数基準	100	
	洪水		流域雨量指数基準	鮎沢川流域=32.8 須川流域=15.7 小山佐野川流域=17.2	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
注意報	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度 30%で、実効湿度 50%		
	なだれ		1.降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2.積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃以上の場合		
	低温		冬季:最低気温一4℃以下		
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下		
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時	間大雨情報		1時間雨量	110 mm	

### 3-2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準			
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年 に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合			
暴風		暴風が吹くと予想される場合		
高潮	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合		
波浪		高波になると予想される場合		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			

### 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報(居住地域)」\*、地震については「緊急地震速報」(震度6弱以上を予想したもの)を特別警報に位置づけています(下表を参照)。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 ( <mark>噴火警報(居住地域)*</mark> を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 ( <mark>緊急地震速報(震度6弱以上</mark> )を特別警報に位置づける)

(\*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5) を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域厳重警戒)を特別警報に位置づけています。

### 3 - 3

#### 気象庁震度階級関連解説表 震度と揺れ等の状況(概要) [農度0] [震度1] [震度2] 人は揺れを 屋内で静か 屋内で静か 屋内にいる にしている 人の大半が、 人の中には 揺れを感じ かに感じる [震度4] 655 「震度6弱] ほとんどの人が驚く. ●電灯などのつり下げ 物は大きく揺れる.



座りの悪い置物が、 倒れることがある.



● 立っていることが困難になる.

[震度3]

どが、揺れを

- ●固定していない家具の大 半が移動し、倒れるもの もある. ドアが開かなく なることがある.
- 壁のタイルや窓ガラスが 破損、落下することがある.
- 耐震性の低い木造建物は、 瓦が落下したり、建物が 傾いたりすることがある. 倒れるものもある.



#### [震度5弱]

- ・大半の人が、恐怖を 覚え、物につかまり たいと感じる.
- 棚にある食器類や本 が落ちることがある.
- ●固定していない家具 が移動することがあ り、不安定なものは 倒れることがある.



THE

耐寒性が高い

耐塵性が低い

#### [震度6強]

- はわないと動くことができ ない. 飛ばされることもある.
- ●固定していない家具のほ とんどが移動し、倒れる ものが多くなる.
- 耐震性の低い木造建物は、 傾くものや、倒れるもの が多くなる.
- 大きな地割れが生じたり、 大規模な地すべりや川体の 崩壊が発生することがある。



#### [震度5強]

- 物につかまらないと 歩くことが難しい.
- 棚にある食器類や本 で落ちるものが多く なる.
- ●固定していない家具 が倒れることがある。
- 補強されていないブ ロック塀が崩れるこ とがある.



- 耐震性の低い木造建物は、 傾くものや、倒れるもの がさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物で も、まれに傾くことがある.
- 耐震性の低い鉄筋コンク リート造の建物では、倒 れるものが多くなる。

### 地震が起きたら

### あわてず、まず身の安全を!! 緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- ◉ 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ
- 家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03)3212-8341(代表) ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/

平成21年3月31日

3 - 4

### (気象庁発表資料)

(別紙 1)

#### 「南海トラフ地震に関する情報」の発表について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をいただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

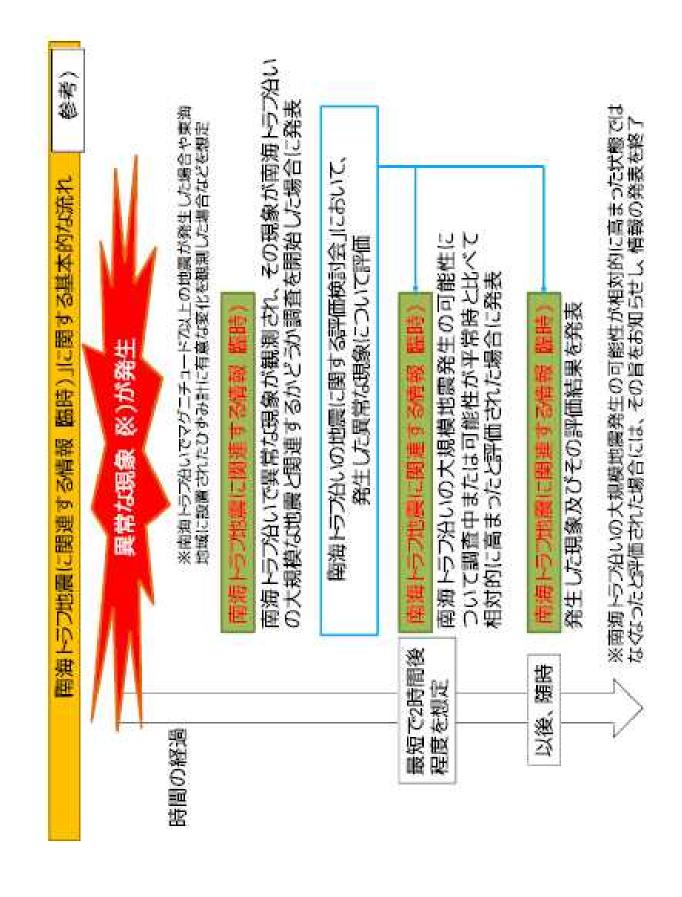
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul><li>○南海トラフ沿いでの異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li><li>○観測された現象の調査結果を発表する場合</li></ul>
南海トラフ地震関連解説情報	〇観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況 の推移等を発表する場合 〇「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会 合において評価した調査結果を発表する場合(ただし南 海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

- 〇本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報) の発表は行わない。
- 〇本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。
- 〇「南海トラフ地震臨時情報」に「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で()内にキーワードを追加した情報が発表される。

I»	
キーワード	各キーワードを付記する条件
	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合
	〇監視領域内※1でマグニチュード6.8以上の地震が発生
	〇1か所以上のひずみ計※ <sup>3</sup> で有意な変化と共に、他の複数の観測点で
-m -tt-	もそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域※2内のプ
調査中	レート境界で通常と異なるゆっくりすべり※⁴が発生している可能性
	がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要
	と認められる現象を観測
	○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性
	のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要
	と認められる現象を観測
   巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.
三八地辰言州	0以上の地震が発生したと評価した場合
	〇監視震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード
	7. 0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する
巨大地震注意	場合は除く)
	○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべ
	りが発生したと評価した場合
	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と
調査終了	評価した場合

- ※1:監視領域:想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度
- ※2: 想定震源域;南海トラフ地震の想定震源域(プレート境界)
- ※3:ひずみ計;地価の岩盤の伸び・縮みを非常に高感度で観測できる地殻変動の観測装置で、東海地域、近畿地域及び四国地域の計39地点に設置
- ※4:フィリッピン海プレートと陸側のプレートの固着域周辺がゆっくりすべる現象で、 スロー地震とも呼ばれる。

上記は、今後検討により見直されることがある。



#### 富士山の噴火警戒レベル 3 - 5



#### 平成19年12月1日運用開始

# 富士山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (十7-1)	火山活動の状況	を見等の行動及び登山 何-人山哲等への対応	想定される現象等
噴火管帽	を		危険な居住地域 からの避難等が 必要。	●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。  宝永 (1707年) 噴火の事例  12月16日~1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積  その他の噴火事例 貞観噴火 (864~865年): 北西山腹から噴火、溶岩流が約8 kmまで到達延暦噴火 (800~802年): 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達延暦噴火 (800~802年): 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達極野養な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。  宝永 (1707年) 噴火の事例  12月15日昼~16日午前(噴火開始前日~直前): 地震多発、東京など広域で揺れ	
		4 (別版法書)	居住地域に重大な被 害を及ぼす噴火が発 生すると予想される (可能性が高まって いる)。	警戒が必要な居 住地域での避難 準備、災害時等 接護者の避難等 が必要。	●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。 ②水 (1707年) 噴火の事例 12月14日まで(噴火開始数日前): 山麓で有感となる地震が増加
火口層	男住地域近くまで 火口から	3 (人山規制)	居住地域の近くまで 重大な影響を及ぼす (この範囲に入った 場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生 、あるいは発生する と予想される。	登山禁止・入山規 制等危険な地域 への立入規制等。	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、また は地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
火口周辺青椒	火口順流	2(火口層温泉質)	火口周辺に影響を及 ぼす (この範囲に入 った場合には生命に 危険が及ぶ) 噴火が 発生、あるいは発生 すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立 入規制等。	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火 の発生等。
東火子報	火口内等	4 CHATE	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって 、火口内で火山灰の戦出 等が見られる(この第 間に入った場合には生命 に鬼飲がある)。	特になし。	●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。

- 注1) ここでいう境石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。 注2) ことでは、東央の規模を機団量により区分し、2~7億㎡を大規模機大、2年万~2億㎡を中規模機大、2百万~2 千万㎡を小規模機大とする。なお、富士山では大口周辺のみに影響を表だす程度のごく小機模な機大が発生する場所 は現時点で特性されておらず、特性できるのは実際に東大監修が開始した後と考えられており、今後都定を検討する。 注3) 火口出掘が指定される範囲とは、富士山大山防災マップ (富士山大山防災管理会権成)で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁IPでもご覧になれます。

http://www.jma.go.jp/jp/volcano/



### 3-6 避難情報

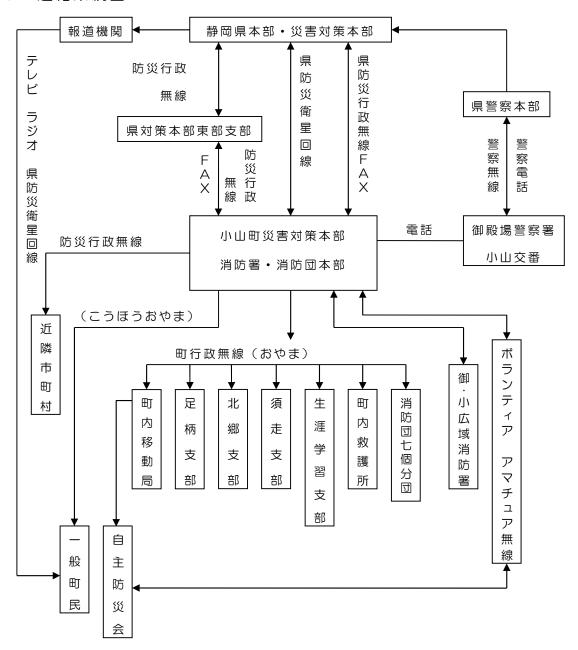
区分	内容
【警戒レベル3】 高齢者等避難	住民に対して避難準備を呼び掛けるともに、高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難を開始。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	すでに避難ができず、命が危険な状況。 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令前に避難。

# 3-7 避難判断基準(風水害)

$\boxtimes$	分	状 況	町の対応
第 1 段階	情報	<ul><li>○台風情報の発表(5日前から注意、3日前から情報共有)</li><li>○大雨注意報が発表</li></ul>	①気象情報や各地の雨量、雨雲、前線等の情報を収集 ②台風(発達性低気圧含む。)の場合は、予想進路等の情報共有
第 2 段階	収集	〇大雨警報発表	①事前配備体制 ②時間雨量の測定 ③時間雨量、河川水位により事前配 備体制の強化
第3段階	避難準備情報等	①土砂災害警戒判定メッシュが赤紫又は予想2h前で基準線(CL)に到達又は気象庁・県からの防災情報 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③河川水位等	①避難準備情報等の発令 ②必要により第1次配備体制 ③避難所開設 ④住民への広報及び避難行動要支援 者の避難の呼びかけ
第 <b>4</b> 段階	避難勧告	①土砂災害警戒情報発表、土砂災害警戒メッシュが紫又は予想1h前で基準線(CL) 到達又は気象庁・県からの防災情報、記録 的短時間大雨情報が発表 ②巡回による前兆現象の確認(河川水位、湧 水、河川への土砂の異常な流入)	①避難勧告の発令 ②発令地域の避難所の開設 ③住民への広報、避難の呼びかけ ④要支援者の避難状況の確認 ⑤災害対策(警戒)本部への移行
第 5 段階	避難指示	①特別警報 ②気象庁、県からの防災情報 ③災害の発生	①避難指示の発令 ②住民への避難指示 ③災害対策本部への移行

#### 4 情報の収集・伝達及び広報活動

#### 4-1 連絡系統図



### 4-2 同報無線屋外子局等設置場所一覧表

設置場所	屋外子局	再送信 子局	簡易 中継局	モーター サイレン
下谷地区広場	0			
生土公民館		0		
小山町役場	0			0
成美小学校		0		
湯船町住広場	0			0
明倫小学校	0			
足柄小学校	0			
足柄コミセン				0
桑木公民館付近	0			0
下古城掲示板前	0			
大胡田公民館	0			
小山町総合文化会館	0			
北郷小学校	0			
一色正倉研修センター	0			
棚頭コミセン	0			
上野公民館	0			
中日向公民館	0			
大御神コミセン	0			
大御神萬昌寺付近	0			
須走小学校	0			
富士総合グラウンド	0			
須走高原ゴルフ前	0			
消防須走分署	0	_		0
消防第7分団詰所				0
吉久保明倫館	0			
小山消防署	0			0
須走支所			0	

### 4-3 避難地電話番号一覧表

種別等	広域 一次 避難 地別	有効 面積 (ha)	番号	種別等	広域 一次 難 地別	有効 面積 (ha)	番号
小山中学校	一次	1.69	76-0154	北郷小学校	一次	2.18	78-0520
成美小学校	一次	1.96	76-0063	北郷中学校	一次	3.95	78-0514
明倫小学校	一次	1.35	76-0064	須走小学校	一次	1.80	75-2730
足柄小学校	一次	1.32	76-0596	須走中学校	一次	2.19	75-2004
生涯学習センター	広域	2.72	76-5700	須走総合グラウンド	一次	3.00	
健康福祉会館広場	一次	0.20	76-6666	県立小山高校	一次	2.00	76-1188

◎ 一般電話の外、避難地特設公衆電話設置済み。

# 4-4 特設公衆電話設置場所一覧表

建物名	利用場所	設置台数
小山町総合文化会館	事務室	1
小山町健康福祉会館	事務室	1
須走総合グラウンド	グラウンド	1
須走小学校	事務室	1
須走中学校	職員室	1
明倫小学校	職員室	1
足柄小学校	職員室	1
小山中学校	職員室	1
成美小学校	事務室	1
北郷中学校	玄関	1
北郷小学校	事務室	1
県立小山高校	体育館事務室	1

#### 4-5 小山町自主防災会連合会規約

(目的)

第1条 この規約は、町民の隣保共同の精神に基づき、自主的な防災活動を効果的に行うことにより 地震、水害、その他異常気象による被害(以下「災害」という。)の防止、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(会の名称)

第2条 この会は、小山町自主防災会連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は防災事務を担当する課に置く。

(事業)

- 第4条 本会は、この規約の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 防災に関する知識の普及活動
  - (2) 災害予防活動
  - (3) 地区防災会との連絡調整
  - (4) 地区防災会の防災訓練と指導育成
  - (5) その他本会の目的を達成するための必要な事項

(会 員)

第5条 本会は、小山町内に設置されている自主防災会長を以て構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 幹事 若干名

(役員の選出)

第7条 本会の役員は会員の互選による。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(役員の任務)

- 第9条 役員の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。また、会議の議長となる。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
  - (3) 幹事は、役員会の構成員として会務の運営にあたる。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会として必要な都度会長が召集する。

#### (総 会)

- 第11条 総会は、全会員を以って構成する。
  - (1) 総会は、毎年1回開催する。
  - (2) 総会は、次の事項を審議する。
    - ア 規約の改正に関すること。
    - イ 事業計画に関すること。
    - ウ その他特に必要と認めたこと。
  - (3) 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

#### (役員会)

- 第12条 役員会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。
- 2. 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に提出すべき事項。
  - (2) 総会により委任されたいこと。

#### (事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 附 則

この規約は、昭和52年10月19日から施行する。

### 4-6 自主防災組織と任務分担

	班	別	J		任	務	分	担
本		会副	部 長 会 長	(2) 災害発生 (3) 会の経理	E 時の指揮及 里に関するこ 機材のあっせ	こと。 せん及び備蓄等		5に関すること。
消	火	・水〔	防 班	(2) 消火器係	使用に関する		指導教育に関す こ関すること。	けること。
救	出	• 救	助班	(2) 住民の救	女出、救助訓	カ及び資機材の 川練に関するの 全認と救出に原		ること。
情		報	班	害状況等	町広報にる 等の把握に関	くる情報の収算 関すること。	集、住民への伝 敵底に関するこ	ā達、地区への被 こと。
避	難	誘導	拿 班	(2) 会長の指	<b>á示に基く</b> 地	の点検調査に関 の区民の避難!	誘導及び避難丿	人員の点呼に関す
生		活	班	食に関す (2) 避難所 (3) 災害本	すること。 生活の計画 <i>]</i>	及び調整に関 飲料水の確		き出し等による給すること。
衛	生	救語	隻 班	(2) 住民の教	<b>枚急法、応急</b>		去等の衛生知識	宇に関すること。 戦の普及に関する
安	全	点板	) 班	(1) 地域の込と。	巡回点検の第	<b>严施、危険</b> 箇序	所及び危険物 <i>の</i>	)調査に関するこ
清		掃	班	 (1) ごみ処理	 里及びがれき	 き等廃棄物処5	里に関すること	•
補		修	班	(1) 家屋等0	 )補修に必要	要な資機材と,	人員の確保に関	雪すること

#### 注

- 1. 情報班は、ボランティアとしてアマチュア無線局による情報の伝達も確保すること。
- 2. 消火、水防班は、火防隊等の消防資材による活動を考慮しておくこと。

### 4-7 自主防災会一覧表と集合場所

番号	自主防災会名	集合場所	番号	自主防災会名	集合場所
1	小山1区	元青雲寮跡地	23	桑木区	公民館
2	小山2区	小山公園駐車場	24	用沢区	公民館
3	小山3区	小山 3区コミセン	25	棚頭区	コミセン広場
4	小山4区	コミュニティ広場	26	大御神区	コミセン広場
5	生土区	生土神社北広場	27	中日向区	公民館
6	音渕区	音渕区公園	28	上野区	公民館
7	中島区	中島区コミセン広場	29	阿多野区	公民館
8	柳島区	宮の前広場	30	吉久保区	明倫館
9	湯船区	湯船公民館	3 1	下古城区	集会所
1 0	藤曲区	成美小学校	3 2	大胡田区	公民館
1 1	落合区	小山中学校	3 3	上古城区	コミセン広場
1 2	南藤曲区	公民館			防災会館
1 3	茅沼区	八幡神社境内	3 4	一色区	コミセン
1 4	菅沼区	日吉神社境内	34		研修センター
1 5	坂下区	甘露寺			下小林善公館
16	谷戸区	明倫小学校	35	上本町区	すばしりこども園 (旧保育園)
1 7	大脇区	大脇会館	36	下本町区	須走小学校
18	原向区	元町営原向住宅	37	東原区	官舎前広場
19	所領区	コミセン広場	38	下原区	集会所
20	宿区	足柄コミセン	39	緑ケ丘区	集会所
2 1	向方区	足柄小学校	40	雲雀ケ丘区	須走総合グラウンド
22	新柴区	公民館			

### 4-8 報道機関名簿

#### 地方紙記者名簿

社	名	所 在 地	電話番号	FAX
㈱静岡新聞社 御殿場支局		御殿場市二枚橋 55-25	(82)0157	(83)9437
㈱岳麓新聞社		御殿場市新橋 669-25	(82)0080	(82)0088
(田刊静岡)		御殿場市川島田 1440	(89)8930	(89)8932
辺海司李春 口	^	55(024)1100		

#### 沼津記者会 FAX 055(934)1109

	<u> </u>		
社名	所 在 地	電話番号	FAX
N H K 静岡放送局 沼津支局	沼津市吉田町 1-1 イースト永代橋じル2F	055(931)7475	055(931)7142
(株)静岡朝日テレビ 東部支社	沼津市大手町 1-1-6 イーラde3F	055(951)3100	055(951)3903
(株)静岡第一テレビ 東部支局	沼津市大手町 2-31-2 オーツービル 5F	055(963)4777	055(962)7310
静岡放送㈱ 東部総局	沼津市魚町 1 サンフロント 4F	055(962)0383	055(962)6515
㈱テレビ静岡 沼津支社	沼津市大手町 2-4-1 沼津第一生命じ№5 階	055(962)7374	055(954)0710
朝日新聞 富士支局	富士市緑町 1-28 星野新聞堂 302	0545(51)1559	0545(30)8758
読売新聞 沼津支局	沼津市大手町 3 - 2 - 15 沼津駅前 YK ピル 5F	055(951)8880	055(951)8881
毎日新聞 沼津支局	沼津市大手町5−11−3ラピュタービル3F	055(962)0204	055(964)0225
時事通信社 沼津支局	沼津市添地町 37 三鋼ビル 2F	055(963)5115	055(951)0660
中日新聞·東京新聞 沼津支局	沼津市大手町 2-9-5 堺沢ビル 5F	055(962)1123	055(962)5964

#### その他

社 名	所 在 地	電話番号	FAX
小山町テレビ共聴組 合	小山町生土 59-10	(76)4832	(76)1236
(株) TOKAI ケーブルネットワーク 御殿場支店	御殿場市川島田 435-1	(82)6751	(82)6836
産経新聞 静岡支局	静岡市葵区伝馬町9-1河村ビル2F	054(255)5026	054(255)0038
㈱建通新聞社 沼津支局	沼津市平町 18-20 川口第二ビル	055(962)5167	055(951)6965
日本経済新聞 静岡支局	静岡市葵区西草深町 5-18	054(253)7191	054(252)4943
㈱エフエム御殿場	御殿場市川島田 532-1 エピスクエア内	(84)0863	(84) 5858

### 4-9 小山町建設業協会地震等緊急時登録会員名簿

第一対策本部 小山町商工会

電 話 76-1100

会社名	住 所	電話番号	FAX	備	考
㈱小方組	小山79	76-1919	76-1996		
富士峰建設㈱	小山71	76-0235	76-0738		
松井建設㈱	小山339	76-0133	76-3354		
大幸建設㈱	生土70-1	76-0241	76-5081		
佐野建設㈱	小山96-1	76-0318	76-2326		
東静建設㈱	生土24-1	76-0152	76-4583		
日幸産業㈱	藤曲109-1	76-1200	76-4923		
(株)室伏組	菅沼976-48	76-0461	76-4913		
<b></b>	菅沼768-1	76-0223	76-1223		
㈱田代建設	大胡田1077	76-0503	76-1960		
<b>偷小山庭園</b>	-色650	78-0117	78-0127		
㈱和太組	用沢196-5	78-0548	78-0884		
侚斉藤工務店	須走295	75-2111	75-3833		
<b></b>	生土204-1	76-3316	76-3443		·

#### 小山町建設業協会災害対策組織

協会対策本部					
	建設業協会災害支援活動本部(小山町商工会内) 76-1100 協会長 田代 和美 76-0503				
情報収集係	対策係	重機•資材係			
日幸産業㈱ (旬小山庭園 東静建設㈱76-1200 78-0117 76-0152 76-0133	(㈱小方組 76-1919 富士峰建設㈱ 76-0235 (㈱室伏組 76-0461 (旬棗組 76-3316	(株和太組78-0548(角斉藤工務店75-2111大幸建設(株)76-0241佐野建設(株)76-0318(有)渡邊組76-0223			

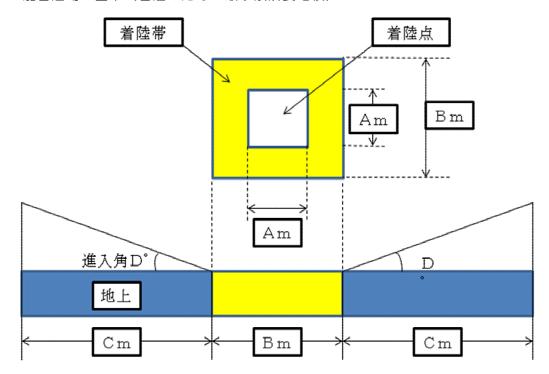
### 5 防災関連施設・設備等

# 5-1 ヘリポート設置予定場所

施設名	所 在 地	電話	広さ 巾m×長さm	備考
明倫小学校グラウンド	小山町菅沼627	76-0064	55×100	
須走小学校グラウンド	<i>リ</i> 須走70-18	75-2730	60×130	
北郷小学校グラウンド	<i>川</i> 用沢604-1	78-0520	90×150	
小山中学校グラウンド	<i>川</i> 藤曲142	76-0154	80×90	
足柄小学校グラウンド	<i>リ</i> 竹之下 2411ー1	76-0327	60×100	
多目的広場	ル 吉久保40-1	76-5700	80×150	自衛隊集結地
足柄ふれあい公園	ル 竹之下 2481-2	76-1111	60×100	防災・ドクターヘリ限定
須走総合グラウンド	パ 須走	76-5715	113×146	
北郷中学校グラウンド	<i>リ</i> 用沢355	78-0514	85×133	
成美小学校グラウンド	パ 藤曲150	76-0063	64×105	
県立小山高校 グラウンド	リ 竹之下369	76-1188	95×208	

#### ヘリポートの具備すべき条件

1 離着陸場の基準(着陸のための最小限所要地積)



資料-48

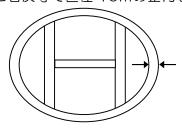
機種		標準	応 急	追加搭乗人員
	А	5	5 m	
小型	В	30m	2 0 m	
(OH-6)	С	4 5	0 m	2名
	D	1 0°	15°	
	Α	1 -	0 m	
中型	В	4 0 m	2 7 m	2名
(OH-1)	С	4 5	0 m	2 19
	D	10°	15°	
	A	6	m	
中型	В	36m	30m	10名
(UH-1)	С	4 5 0 m		104
	D	8°	1 4°	
	Α	1	2 m	
中型	В	4 0 m	3 4 m	11名
(UH-60)	С	4 5	0 m	1 7
	D	8°	1 2 °	
	Α	2 -	0 m	
大 型	В	100m	7 0 m	55名
(CH-47)	С	4 5	0 m	] 554
	D	6°	8°	

- ア 重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある(積載重量に影響を受ける。)
- イ 上記の表内基準は、気温・温度・風向・高度等天候の条件により変動する。
- ウ 不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、 着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部 分の整地が必要である。

#### 2 地表面

- (1)舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう措置すること (地表面が乾燥している場合は、砂塵巻上げ防止のため十分な散水を行う)。
- (3)草地の場合は、硬質低草地であること。
- 3 着陸点

着陸点のほぼ中央に石灰等で直径 10mの正円を画き、中央にHと記す。



- 4 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所) に吹き流し、または旗をたてる。
  - (1) 布製
  - (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度
- 5 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。
- 6 電話等、通信手段の利用が可能であること。
- 7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。
- 8 安全監視員を配置する。

### 5-2 防災拠点施設

区分	拠点開設予定施設	主な目的
自衛隊災害派遣部隊	生涯学習センター	・自衛隊災害派遣部隊の受援拠点 ・拠点ヘリポート
緊急消防援助隊	生涯学習センター 須走多目的広場	・緊急消防援助隊の受援拠点
警察広域緊急援助隊	生涯学習センター	<ul><li>・広域緊急援助隊の受援拠点</li><li>・静岡県警察御殿場警察署災害警備本部の代替施設</li></ul>
防災拠点	道の駅「ふじおやま」 道の駅「すばしり」	・観光客、通過客の一時避難施設 ・物流受入拠点 ・広域進出拠点 ・町外避難時における出発のための一時集結地
備考	の一時避難施設に必 の整備 2 町の施策	び機能強化のため、駐車場の拡幅や観光客、通過客で要な情報掲示板、マンホールトイレ及び備蓄倉庫等で過客等の一時避難対応のため、継続的に食料、飲料

#### 6 避難地•避難所関係

#### 6-1 広域避難地 - 一次避難地

区分	定義	施設名	所在地
広域避難地	地震発生後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護復旧活動の拠点となるもの。	生涯学習センター	阿多野 130
		健康福祉会館	小山 75-7
		小山中学校	藤曲 142
		成美小学校	藤曲 150
	広域避難地に到達するまでの間に、避	明倫小学校	菅沼 627
	難の中継拠点設け、避難に伴う不安や混	足柄小学校	竹之下 2411-1
一次避難地	乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、	北郷中学校	用沢 355
	応急救護を行うとともに、火災による死	北郷小学校	用沢 604-1
	亡の機能防止機能を果たすもの。	須走中学校	須走 99-1
		須走小学校	須走 70-18
		須走総合グラウンド	須走 347
		県立小山高校	竹之下 369

#### 6-2 指定避難所と指定緊急避難場所

① 指定避難所とは

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または 災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

- ② 指定緊急避難場所とは
  - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所
- ③ 指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができる。

施設名	所在地	延床(有効)	構造		災害態様別	31
地政石	別在地	面積(㎡)	伸足	風水害	地震	富士山噴火
生涯学習センター	阿多野 130	2, 587	鉄骨鉄筋コンクリート	0	0	0
健康福祉会館	小山 75-7	3, 377	鉄筋コンクリート	0	0	0
小山中学校	藤曲 142	7, 300	鉄筋コンクリート	0	0	0
成美小学校	藤曲 150	5, 756	鉄骨造	0	0	0
明倫小学校	菅沼 627	2, 773	鉄骨造	0	0	0
足柄小学校	竹之下 2411-1	1, 953	鉄骨造	0	0	0
北郷中学校	用沢 355	5, 539	鉄骨造	0	0	
北郷小学校	用沢 604-1	4,864	鉄骨造	0	0	
須走中学校	須走 99-1	3, 398	鉄骨造	0	0	
須走小学校	須走 70-18	4, 056	鉄骨造	0	0	
県立小山高校	竹之下 369	2, 774	鉄骨鉄筋コンクリート	0	0	0
※須走総合グラウンド	須走 347	(25, 561)	_	0	0	

<sup>※</sup>須走総合グラウンドは、指定緊急避難場所のみ。その他の施設は指定避難所を兼ねるものとする。

#### 6-3 福祉避難所

協定先	協定対象施設名	所 在 地	電話	
(短) こましつぐ	知的障害者厚生施設「駿東学園」	小山町丰 7 /2 1050	76-3808	
(福)ミルトス会 	駿東学園地域活動支援センター「こでまり」	小山町吉久保 1050		
( 计) 语类的流山社会	須走災害対策センター	小山町須走 81-1	86-3773	
(一社)須走彰徳山林会 	須走東災害対策センター	小山町須走 16-12	86-3037	
	特別養護老人ホーム徳風園	小山町上野 1440-1	76-3388	
	デイサービスセンター徳風園	7、111100 上野 1440-1		
(福)寿康会	特別養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8008	
	養護老人ホーム平成の杜	小山町小山 255-2	76-8000	
	デイサービスセンター平成の杜	小山町小山 255-2	76-0866	
(医)静寿会	介護老人保健施設おやまの杜	小山町菅沼1839-3	78-1911	
(匠) 丰卓今	介護老人保健施設 菜の花の丘	小山町枕立下201	76 5900	
(医)青虎会 	介護付き有料老人ホーム 菜の花の丘	小山町竹之下321 	76-5800	
(福)婦人の園	障害者支援施設 インマヌエル	小山町須走 495-222	75-0550	

### 6-4 原子力災害時の焼津市避難者の受け入れ等

避難地区	避難経由所	避 難 所	備考
下江留地区 (しもえどめ ちく)	小山町総合文化会館	町内指定避難所 11ヵ所	想定避難人数
つつじ平地区 (つつじだいら ちく)	(小山町阿多野 130番地)	(細部は、今後検討)	約 2.500 人

本表の他、神奈川県への避難者の一部が、本町の富士スピードウエイを避難中継所として使用する。

<sup>※</sup>本表は、南海トラフ大地震、鮎沢川水位周知河川指定、富士山噴火想定改訂に伴い見直しを実施する。

### 7 医療救護・衛生

### 7-1 医療救護本部・救護病院・災害拠点病院

#### ●医療救護本部

本 部 名	所 在 地	電話番号
医療救護本部(御殿場市保健センター)	御殿場市西田中 237-7	82-1111
医療救護本部(小山町災害対策本部)	小山町阿多野130	76-5700

#### ●救護病院

病院名	所 在 地	電話番号	病床数
富士小山病院	用沢437-1	78-1200	一般 39 床 介護 60 床
自衛隊富士病院	須走481-27	75-2311	一般 50 床

#### ●災害拠点病院

病 院 名		所 在 地	電話番号
順天堂大学医学部附属静岡病院	〒410-2295	伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111
三島総合病院	〒411-0801	三島市谷田字藤久保 2276	055-975-3031
沼津市立病院	₹410-0302	沼津市東椎路春ノ木 550	055-924-5100
地方独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	〒411-8611	駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000
富士市立中央病院	〒417-8567	富士市高島町 50	0545-52-1131
富士宮市立病院	〒418-0076	富士宮市錦町 3-1	0544-27-3151

### 7-2 し尿処理施設・し尿処理業者、ごみ処理施設

#### ◆し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	処理能力
御殿場市・小山町広域行政組合衛生センター	御殿場市中丸 19	140k <i>l</i> ∕⊟

#### ◆し尿処理業者一覧表

業者名	所在地	電話番号	車両台数
富士総業㈱	小山町一色 200-1	76-5353	4
北駿運送㈱	小山町菅沼 367-4	76-0337	З
高森商事㈱	御殿場市竈 498-2	82-1911	10
㈱東海衛生	御殿場市東田中 677-7	82-0526	4

#### ◆ごみ処理施設一覧表

区分	施設名	所在地	処理能力
可燃ごみ	御殿場市・小山町広域行政組合 焼却センター	御殿場市板妻 862-15	143t/⊟
不燃ごみ 粗大ごみ 資源物(古紙除く)	御殿場市・小山町広域行政組合 再資源化センター	御殿場市神場 2536-23	20.6t/⊟

### 8 災害救助法関連

### 8-1 災害救助法の適用基準 (災害救助法施行令第1条第1号から第4号)

区分	内容
1号適用	町内の滅失世帯数が「50世帯」に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が「2,500世帯」以上に達し、かつ、町内の滅失世帯が「25世帯」以上に達したとき
3号適用	ア 被害が県内全域に及ぶ災害で、県内の住家の減失世帯数が「12,000 世帯」以上に達した場合で、町内の被害世帯が「多数」であるとき「多数」とは、概ね5世帯以上とし、町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも「多数の世帯」の住家が減失したとき「特別の事情」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合
4号適用	多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者 の救出に特殊の技術を必要とする場合

災害救助の手引き(平成31年4月 静岡県健康福祉部)

### 被害報告の区分と内容

	状 況 報告先		報告の内容	方法	報告時期
発生報告	災害救助法の適 用が明らか、もし くは法適用が見 込まれる場合	県東部方面本 部	<ul><li>・災害発生の日時及び地域名</li><li>・災害の原因</li><li>・調査班の派遣状況</li><li>・発生時の被害状況</li><li>・法適用の有無</li><li>・既にとった措置及びとろうとする措置</li></ul>	【迅速に】 ・電話 ・FAX ・無線	発生後可及的速 やかに報告
中間報告	災害救助法適用 後	御殿場健康福祉センター	<ul><li>発生報告の内容の変更</li><li>・救助の種類別実施状況(日報)</li></ul>	【具体的に】 ・電話 ・FAX ・文書	法適用後、救助 の実施期間中毎 日報告
確定報告	災害救助法によ る応急救助が完 了後	御殿場健康福祉センター	<ul><li>被害状況の確定報告及び災害救助費の概算所要額等</li><li>その他必要と認められる全般的な内容</li></ul>	【正確に】 ・文書	応急救助が完了 した後、できる 限り早い時期

災害救助の手引き(平成31年4月 静岡県健康福祉部)

### 8-2 応急救助事務早見表

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害 を受け、又は被害を受 けるおそれのある者 に供与する。	(基対 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	災害発生から以内	1 費用は、避難所の設置、 維持及び管理のための賃 金職員雇上費、消耗器材 費、建物等の使用謝金、器 物の使用謝金、借上費又は 購入費、光熱水費並びに仮 設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送 費は別途計上
応急仮設 住宅の ( 会の ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 ( 会 (	住家が全壊、全焼又は 流失し、居住する住家 がない者で、自らの資 力では住宅を得るこ とができない者	1 規格 ・ 規格 ・ 規格 ・ の本がに ・ 大きで ・	災害発生 日から 20 日以内着 エ	1 高齢者等の要援護者を 数人以上収容する「福祉の 設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 供与終力に伴う解体を できるとはいかでは、 はいかではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいではいいでは、 はいでは、 といでは、 といでは、 とっと。 とっと。 は、 は、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと
応急仮設 住宅(借上 型仮設住 宅)	住宅が全壊、全焼又は 流失し、居住する住家 がない者であって、自 らの資力では住宅を 得ることができない 者	規格 応急銃所の趣旨を 踏まえ、実施主体が地域の 実情、世帯構成等に応じて 設定	発 生 後 速 や か に 借 り上げ	供与期間 最高 2 年以内
炊 き の る る る の 給 与	<ul><li>1 避難所にしている者</li><li>2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者</li></ul>	1日1人当り1,140円 以内	災害発生 日から7 日以内	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が 限度額内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生 日から7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具を活の必需をおいる。	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服、寝具 その他生活必需品を 喪失、又は損傷し、 ちに日常生活を営む ことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること

	区分		1.	人世帯	2人世帯	3 人t	世帯	4 人t	世帯	5 人世帯	6人以上 1人増す 毎に加算
	全境全焼	夏	1	8,500	23,800	35,	100	42,0	00C	53,200	7,800
	流出	冬	3	0,600	39,700	55,	200	64,	500	81,200	11,200
	半壊半焼	夏		6,000	8,100	12,	200	14,8	300	18,700	2,600
	床上浸水	冬		9,800	12,800	18,	100	21,	500	27,100	3,500
医療	医療の途を (		言者	使、 戦実 2 酬 3	護班 用した薬剤、 医療器具の破: 院・診療所 民健康保険! 額以内 術者 の額以	損等の 参療報	のE	子発生   から   以内	患者別途	等の輸送費・ 計上	人件費は、
助産	災害発生日以前又は 以後7日以内に分娩 した者であって災害 のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含 み現に助産を要する 状態にある者)			は、( の実 2 助 慣行	護班等による 使用した衛生 費 産師による場 料金の 100 以内の額	材料等 合は、	3場合 対料等 分娩した 日から7		別途	妊婦等の輸送費・人件費は、 別途計上	
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明の状態 にある者		こある 当該地域における通常の 宇春		災害発生日から3		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		合は、以後 として取り		
被災した住宅の応急修理	1 しいのでは 住。 自急をでした。 りことでは、 ただりででででするでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	資をなるでは、 なるがは、 ないがは、 ないがない。	こす者多号性気よる を住でが	常生活 部分 1 世帯	次事場及び便 に必要最小® 当たり 000 円以内		の E	子発生 トカリント 月以			
学用品の給与	住家の全壊 の全壊 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	)又に り学月 り 損 し 板 生 校 技 し た た た た た た た た た た た た た た た た た た	ままり はまれる はまれる はいま	外に受材用 は以小中の届け、し文、内学学	科教 報報 表 表 表 で は の は の は の は の の の は の の の の の の の の の の の の の	委承ハ業費学の 員認るで 用金 〇 日額 円	日 (教 1 内 ( び 品)		2	備蓄物資は評 入進学時の均 実情に応じて	易合は個々
埋葬	災害の際死でを対象にして を対象にして 埋葬を実施す 支給	て実際	景に	211,3 小人(		10		発生 ら 10 内		発生の日以前であっても対	

死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生 日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理(埋葬を除く。) をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災 害 発 生 日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存用にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運び込ま れているため生活に 支障をきたしている 場合で自力では除い することのできない 者	1 世帯当り 135,400 円以内	害 発 生 日から 10日以内	
輸送費及 び賃金雇上 費	1 被災者の避難に 係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整 理配分	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる期 間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4条第1号から第4 号までに規定する者	災害救助法第7条第1項 の規定により救助に関す る業務に従事させた都道 府県知事の総括する都道 府県の常勤の職員で相当 業務に従事した者に相当 するものの給与等を考慮 して定める。	救助の実施が認められる問以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

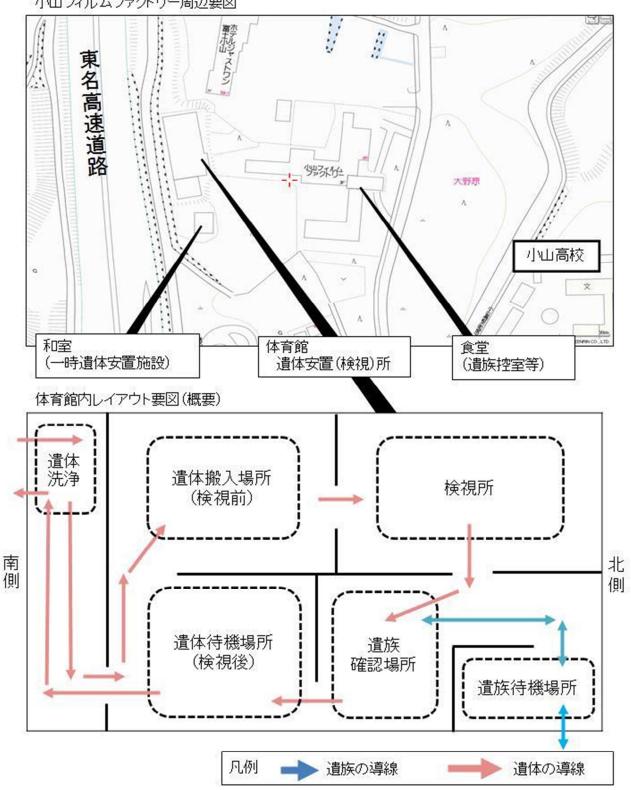
災害救助の手引き(平成31年4月 静岡県健康福祉部)

### 8-3 遺体安置所関連資料

### 8-3-1 遺体安置所要図等(小山フィルムファクトリー)

### 遺体安置所要図等(小山フィルムファクトリー)

小山フィルムファクトリー周辺要図



# 8-3-2 遺体安置所運営組織表

### 遺体安置所運営組織表

本語	部遺	体措置対策班(5名)	
		職名等	業 務 内 容
班長	Χ	住民対策部長(兼務)	遺体措置対策の総括に関すること
統括	舌	総括部長指名者(兼務)	・遺体の捜索に関すること ・遺体収容所の確保及び機能の確保に関すること
		総務部長指名者	・現地遺体措置対策班と災害対策本部との連絡調整に関すること ・遺体収容所との調整、要員の確保に関すること
班員	nm/	情報連絡部長指名者	・遺体処理に必要な資機材の調達に関すること
		住民対策部長指名者	・検案医師の確保に関すること ・死亡届の受理及び埋火葬許可証の発行に関すること ・斎場との連絡調整に関すること

IJ	現地遺体措置対策班(12 名)					
	職名等		業 務 内 容			
班	長	住民対策部長指名者	現地遺体措置対策班の総括に関すること			
総務	統括	住民対策部長指名者	・遺体・遺品の受付に関すること ・遺品の管理・引渡しに関すること ・本部遺体措置対策班との連絡調整に関すること			
係	係員	(受援職員)	・遺体の引渡し(身元確認係と共同)に関すること			
遺族	総務部長指名者 遺族対応係		・遺族などからの相談、安否確認対応に関すること			
		(受援職員)	・その他、遺体処理などに関する相談対応に関すること			
	住民対策部長指名者		<ul><li>・検視・検案の補助に関すること</li></ul>			
遺体	処置係	復旧対策部長指名者	・遺体の洗浄・縫合・消毒に関すること			
		(受援職員)	・遺体の一時保存処理に関すること			
身元	確認係	住民対策部長指名者	・身元不明遺体の確認作業に関すること ・身元特定作業に関する関係機関との連絡調整に関すること			
		(受援職員)	・遺体・遺品の引渡し(総務係と共同)に関すること			
115		住民対策部長指名者	・身元不明遺体の搬送・収容に関すること			
搬	送係	情報連絡部長指名者	・遺体の洗浄・縫合・消毒(遺体処置係と共同)に関すること			

業務内容の細部は、遺体措置計画において示す。

#### 9 交通•輸送

#### 9-1 緊急通行車両の事前届出手続

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

#### 1 事前届出手続き

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1)指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2)大規模地震対策特別措置法第21条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- 2 届出の方法
  - (1)警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
  - (2)緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。
- 3 緊急通行車両事前届出済証(以下「届出済証」という。)の交付
  - (1)審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。
  - (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。
- 4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

#### 緊急標章



#### 9-2 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁上が実施された場合における緊急 通行車両の確認申請及び確認手続きは次によるものとする。

1 緊急通行車両事前届出済証(以下「届出済証」という。)を携帯している緊急通行車両の場合 (1)段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

(2)確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所
- (3)確認の方法
  - ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。
  - イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の 緊急標章(以下「標章」という。)及び緊急通行車両確認証明書(以下「確認証明書」という。) を車両1台につき1通交付する。
- (4)確認証明書及び標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(5) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5)標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

- 2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合
  - (1)確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、 当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの説明資料を添え、次の場 所に提出する。

ア 警察本部

イ 各警察署

(2)確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急 通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交 付する。

(3)確認証明書及び標章の有効期間

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(4)標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5)標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

#### 通行の禁止又は制限に係る標示

○災害対策基本法施行規則第5条に基づく標示



### 9-3 第3次緊急輸送路(救護病院、受援拠点に至る道路)

路線名	区間
町道上野大御神線〜町道原向中日向線〜県道沼津 小山線〜町道3883号線〜県道足柄停車場富士 公園線〜県道御殿場大井線〜町道2416号〜町道 2415号	足柄 SIC【東名高速道】~(仮称)小山 SIC【新東名高速道】
町道富士学校線	国道 138 号~自衛隊富士病院
県道足柄停車場富士公園線~県道須走小山線	国道 138 号~須走東災害対策センター

### 10 災害協定等

# 10-1 協定締結状況(自治体等)

種別等 協定名	協定締結 年月日	目的等	協定締結 市町村	備考
静岡県消防相互応援協 定	S62.4.1	消防の相互応援	県内市町村、消防事 務組合	
静岡県消防相互応援 協 定 覚 書	S62.4.1	消防の相互応援実施に関する必要 な事項	県内市町村、消防事 務組合	
金太郎防災友好都市協 定	H9.3.21	大規模な災害発生時にそれぞれ異 なる市町の特色を活かして協力	神奈川県南足柄市	
災害時における相互 援助に関する協定	H9.4.2	災害時における応急対策及び復旧 対策に関し、総力をあげて相互に援 助協力	神奈川県 山北町	
水道災害相互応援に関する協定	H12.10.2	水道災害時における応援対策及び 復旧対策についての相互応援	沼津市、御殿場市三 島市、裾野市、長泉 町	
災害時等の相互応援に 関 す る 協 定	H17.4.1	市町の地域に係る災害発生時に独自で十分な応急措置が出来ない場合に応援	沼津・熱海 ・三島・ 伊東・御殿場・下豆の 昭野・伊豆・伊豆・の 国各市、東伊豆・松崎・ 神田のででである。 西伊豆・函南・清水・ 長泉各町	9市9町
環富士山地域における災害時の相互支援 に 関 す る 協 定	H18.5.10	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に迅速な応援	□型県 富士・町 □ □ 部 ・	山梨県 7市町村 静岡県 8市町
富士箱根伊豆交流圏市村ネットワが高地球では、中国ででは、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中	H18.11.30	富士箱根伊豆交流圏市町村ネット ワーク会議に参加する市町村にお いて災害発生時に相互に応援協力	山富西口忍道神小中北鶴 開吉・町・村川原・開湯県・宮熱の・長 三田身、山県・大成河:三・海国松泉 市延・中:南井・原 島御・市崎・ 富・・	山8 神1 静17 県町 川市 県市 川市 県市
金太郎姉妹町災害時 相互救援に関する 協 定	H21.2.17	姉妹町に大規模な災害発生時に救 援及び災害復旧を支援	岡山県 勝央町	
<ul><li>富士山ネットワーク</li><li>会議大規模災害時の</li><li>相 互 援 助</li></ul>	H21.5.11	地震の発生後の相互援助やその他 の大規模災害時の協力	富士・富士宮・ 裾野・御殿場市	4市1町

				1
緊急消防援助隊施設利用に関する覚書	H24.4.1	静岡県緊急消防援助隊が出動する 場合の施設提供の協力	静岡県	
災害時における相互 応 援 協 定	H24.9.21	相互の市町に大規模な災害発生し た場合に応急対策及び復旧対策に かかる相互支援	京都府 福知山市	
災害時における相互 応 援 協 定	H25.5.16	相互の市町に大規模な災害発生し た場合に応急対策及び復旧対策に かかる相互支援	茨城県 北茨城市	
災害時における相互 応 援 協 定	H27.4.27	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策にかかる相互支援	兵庫県 三木市	
災害時における相互 応 援 協 定	H28.1.17	相互の市町に大規模な災害発生し た場合に応急対策及び復旧対策に かかる相互支援	長崎県 島原市	
環富士山地域における災害時の相互支援 に 関 す る 協 定	H28.5.23	環富士山火山防災連絡会を構成する市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害発生時に 迅速な応援 (都留市の加入に伴う規約の改正による締結)	□ <u>梨県</u> 富古桂・町鳴沢 田市延忍村 一田市延忍村 一部では、 一では、 一では	山梨市 県町 県町
静岡県消防相互応援協 定	H29.3.10	消防の相互応援 (協定の改正)	県内35市町、6消防事務組合	
静岡県消防相互応援協 定 覚 書	H29.3.10	消防の相互応援実施に関する必要 な事項 (協定改正に伴う改正)	県内35市町、6消防事務組合	
災害時における相互 応 援 協 定	H29.6.26	相互の市町に大規模な災害発生し た場合に応急対策及び復旧対策に かかる相互支援	山形県 上山市	
災害時における相互 応 援 協 定	H30.3.12	相互の市町に大規模な災害発生した場合に応急対策及び復旧対策にかかる相互支援	山梨県 忍野村	

# 10-2 協定締結状況(地方行政機関・警察等)

種別等 協定名	協定締結 年月日	目的等	協定締結先	備考
小山高等学校敷地等を 避難所として使用する 覚 書	R2.7.30	災害時に避難地として校庭等の屋外施設、避難所として体育館等の屋内施設の提供	静岡県立 小山高等学校	H21.2.2 3協定内 容を修正
災害時の施設使用に関する 協 定	H27.5.27	大規模災害時において御殿場警察署 庁舎が被災した場合に小山町の施設 を代替施設として使用	静岡県 御殿場警察署	
富士砂防事務所・小山町 の情報の伝達・交換等に 関 す る 協 定	H30.6.21	相互にデータを情報交換することに より、災害防止への適正な対応を促進 し、被害等の予防、迅速な避難等に役 立て町民生活の安全確保に資する。	国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	

# 10-3 協定締結状況(公共機関及び民間等)

種別等 協定名	協定締結 年月日	目的等	協定締結先	備考
アマチュア無線による 災害情報の提供(連絡)に 関 す る 協 定	H8.4.22	大規模な災害発生時にアマチュア無 線局が非常通信等を使用して情報を 提供	小山町 アマチュア無線クラブ	
道路破損等についての情報提供に関する覚書	H10.11.2 (H29.12.1 8)	郵便局員が外務作業途上で道路の損 傷等を発見した場合に小山町に通報 (廃止に関する覚書)	駿河小山郵便局 須走郵便局	
災害支援協力に関する 覚書	H10.11.2 (H29.12.1 8)	災害発生時に特別郵政事業、避難場 所、物資集積場所等の支援協力 (廃止に関する覚書)	駿河小山郵便局	
災害時の医療活動に関する協定	H10.11.2	災害発生時における医療従事者(医師・看護師・薬剤師)の派遣について協力	(社)御殿場市医師会駿東歯科医師会 北駿薬剤師会	各会と 覚書
水道災害相互応援に関す る 協 定	H12.10.2	水道災害時における応援対策及び復 旧対策についての相互応援	沼津市、御殿場市 三島市、裾野市、 長泉町	
災害時における応急対策業務に関する協定	H16.11.5	災害発生時に公共土木施設の被害状 況の把握及び災害応急復旧工事等の 応急対策業務に協力	小山町建設業協会	
災害救助に必要な物 資 の 調 達 に 関 す る 協 定	H17.9.1	災害発生時に物資の調達の必要があるときに主食、副食、調味料等を調達可能な範囲で物資の供給を協力	御殿場農業 協同組合	
災害時の災害派遣車両等 の 用 地 使 用 に 関 す る 覚 書	H19.2.1	災害時に電力の復旧に必要な設備・ 資機材置場、復旧車両の駐車等の用 地の提供	東京電力㈱ 三島支社	
災害時に知的障害者等の 避難施設として社会福祉 施設等を使用することに 関する協定	H19.8.1	災害時に被災した知的障害者等の福祉避難所としての施設使用の協力	社会福祉法人ミルトス会	
災害時における 救援物資提供に 関する協定	H19.11.2	災害時に地域貢献型自動販売機内の 無償提供及び物資の提供による協力	□カ・□-ラ セントラルジャパン 株式会社	
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H21.4.1	災害時における家屋被害認定調査に 関する協力	沼津市市の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	
災害時のおける災害対策 センター使用に 関する協定	H22.3.29	災害発生時に災害対策センターを緊 急避難場所として提供	社団法人 須走彰徳山林会	
災害時における救援物資 提 供 に 関 す る 協 定	H22.11.10	災害時における物資の無償提供による協力	ダイド-ドリンコ 株式会社	
災害時における地質調査 等 業 務 委 託 に 関 す る 協 定	H23.11.21	災害時における災害応急復旧に必要 な地質調査等を協力	静岡県 地質調査業協会	
災害時における測量設計 等 業 務 委 託 に 関 す る 協 定	H23.11.25	災害時における災害応急復旧に必要 な測量、設計、用地測量、用地調査 業務等を協力	静岡県 測量設計業協会	

災害時における非常災害放送に関する協定	H23.12.13	災害時に非常災害放送を通じて人命 の救助、災害の救援、交通通信の確 保に協力	静岡エフエム 放送株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H24.3.30	被災した災害時要援護者のための福祉避難所としての施設等の提供	社会福祉法人 寿康会	
災害時における救援物 資・避難所施設の 提供に関する協定	H25.1.17	小山町の災害発生時に救援物資及び 避難施設の提供の協力	丸善食品工業 株式会社	
災害時支援協定に関する協定	H25.4.8	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供するなどの支援協力	富士スピード ウェイ株式会社	
災害時における救援物 資・避難施設の 提供に関する協定	H25.6.3	小山町の災害発生時に救援物資及び 避難施設の提供の協力	株式会社 リンガーハット	
災害時における資機材の レ ン タ ル 供 給 に 関 す る 協 定	H26.2.7	小山町の災害発生時における必要資 機材の調達・提供に関する協定	一般社団 日本建設機械 レンタル協会 静岡県支部	
災害時における救援物 資 ・ 避 難 施 設 の 提 供 に 関 す る 協 定	H26.4.28	小山町の災害発生時に救援物資及び 避難施設の提供の協力	株式会社 時之栖	
災害の発生時における輸送 業 務 等 の協力に関する協定	R3.1.25	小山町の災害発生時に緊急物資の緊 急・救援輸送等の協力	静岡県 トラック協会	H26.7. 22 協定 内容を 修正
災害時支援協力に関する協定	H26.9.29	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	東日本開発 株式会社	東富士富士国際
災害時における宿泊施設 等の提供に関する協定	H27.3.20	小山町の災害発生時に宿泊施設や避 難用輸送手段等の提供の支援協力	須走旅館組合	
災害時支援協力に関する協定	H27.7.14	小山町の災害発生時に施設を被災住 民や観光客など一時滞留者収容等の 支援協力	シモンズ株式 会社	
災害に係る情報発信等に 関する協定	H27.8.3	ヤフー株式会社との災害に係る情報 発信等に関する協定	ヤフー株式会社	
災害時支援協力に関する協定	H27.9.1	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	株式会社 ゴルフサービス	<b>ギ</b> ャツビイ
災害時支援協力に関する協定	H27.9.1	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	日本中央開発 株式会社	籠坂 富士 高原
災害時支援協力に関する協定	H27.9.18	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	株式会社 富士小山ゴルフ クラブ	富士小山
大規模災害時における被 災者支援に関する協定	H27.9.29	小山町の災害発生時に行政書士の派 遣により被災住民支援協力	静岡県 行政書士会	

災害時支援協力に関する協定	H27.11.11	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	足柄森林都市 株式会社	足柄森林
災害時支援協力に関する協定	H27.1 2.22	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	株式会社宗屋	富士 ヘルス グリーンヒル
災害時に必要な資機材の調達に関する協定	H28.2.3	小山町の災害発生または恐れのある 場合に株式会社ナガワの保有する資 機材を借用	株式会社 ナガワ	
災害時における地図製品 等の供給等に関する協定	H28. 3. 1	小山町の災害発生または恐れのある 場合に災害予防、応急対策の資料と して地図製品等の供給及び利用	株式会社ゼンリン	
災害時における救援物資・避難施設の提供に関する協定	H28.7.14	小山町の災害発生またはその恐れの ある場合に救援物資、避難施設の提 供	信濃高原食品 株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定	H28. 7.26	小山町に災害が発生またはその恐れ がある場合に災害時要援護者のため の福祉避難所としての施設の提供	医療法人社団 静寿会	
地域貢献型電柱看板に 関 す る 協 定	H28. 9.2	小山町内に看板を掲出することにより、町民等に対し、地域に必要な公共的な情報を発信	東電タウンプランニング(株) 東海広業株	
災害時支援協力に関する協定	H28.11.21	小山町の災害が発生またはその恐れがある場合に、物資、集積場所、輸送手段の提供	大万紙業株式 会社	
災害時物資供給に関する協定	H28.12.13	小山町に災害が発生またはその恐れ がある場合に、物資を供給	NPO 法人コメリ 災害対策 センター	
災害時支援協力に関する協定	H29. 1.20	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	株式会社富士平原	富士平原
災害時物資供給に関する協定	H29. 2.27	小山町に災害が発生またはその恐れ がある場合に、物資を供給	株式会社 ディーエイチシー	
災害時物資供給に関する協定	H29. 2.15	小山町に災害が発生またはその恐れ がある場合に、物資を供給	アイリスオーヤマ 株式会社	
災害時における協力に 関 す る 協 定	H29.12.18	災害時における広報、道路損傷の通報、郵便業務、貯金及び保険業務等 に関し相互に協力	日本郵便株式会社 小山町内郵便局 御殿場郵便局	

災害時における遺体措置の協力に関する協定	H30.1.29	災害時における遺体措置(遺体の収容、安置、搬送)に必要な資機材、 消耗品、設備、役務の提供に関する 協力	有限会社小山葬祭センター	
災害時支援協力に関する協定	H30.7.23	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	株式会社 日立ハイテクサイエンス 小山事業所	
平時の防災対策及び 災害時の被災者支援に 関 す る 協 定	H30, 9.14	被災者への情報提供支援活動、被災者法律相談及び生活再建支援活動等の被災者支援活動の事前準備及び取扱等	静岡県弁護士会	
災害時の災害情報等の放送協力に関する協定	H30.11.15	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に町民に必要な災害情報等の放送に関する協力	小山町テレビ 共聴組合	
災害時支援協力に関する協定	H30.12.14	小山町の災害発生時に施設を避難所 等として提供の支援協力	株式会社 アコーディア AH42	富士の 杜 ゴルフ クラブ
災害時の司法書士業務に 関 す る 協 定	H31. 1.22	災害時の司法書士相談業務に関する協力	静岡県司法書士会	
災害時等における小山町と(一社)静岡県助産師会との協力に関する協定	H31. 3.15	災害時等において母子の安全確保や 支援に関する協力	(一社)静岡県 助産師会	
災害時における宿泊施設 等の提供に関する協定	H31. 3.27	災害時における宿泊施設等の提供に 関する協力	株式会社 和栄	ホテルジャス トワン富士 小山
災害時等における緊急放 送 に 関 す る 協 定	R1.10. 3	災害時等において避難情報などの緊 急放送に関する協力	株式会社エフエム御殿場	
災害時支援協力に関する協定	R1.12.12	災害時において物資の荷捌き及び配 送に関する協力	ヤマト運輸 株式会社 東静岡主管支店	
災害時における学習活動支援に関する協定	R1.12.24	災害時において調達可能な物資の供 給等に関する協力	静岡県駿沼学校 生活協同組合	
福祉避難所の指定に関する協定	R1. 2. 7	小山町に災害が発生またはその恐れがある場合に災害時要援護者のための福祉避難所としての施設の提供	社会医療法人 青虎会	
災害時の優先的な燃料供給に関する協定	R2.11.13	小山町に災害が発生またはその恐れ がある場合に優先的な燃料供給に関 する協力	有限会社勝又石油	



災害時における停電 復旧の連携等に 関する基本協定	R3.8.27	災害時において停電復旧のための 相互協力	東京電力 パワーグリッド 株式会社	
災害時における小型無人 航空機による協力に 関する協定	R3.8.30	災害時において、小型無人航空機による情報収集に関する協力	有限会社 駿河調査設計	
災害時における協力に 関 す る 協 定 書	R4.4.8	災害の発生により多数の死者及び被 災者が発生する場合の支援協力に関 する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭 互助協会	
災害時等における緊急・ 救援輸送業務等の協力に 関 す る 協 定	R4.5.23	災害時等において緊急・救援輸送業 務等の協力に関する協定	東富士観光自動車株式会社	
福祉避難所の指定に関する協定締結	R4.11.14	災害時において福祉避難所としての 支援について協力を得るための協定	社会福祉法人 婦人の園	福 祉 社 マ ス エ ル